

品質管理委員会 年次報告書

平成27年度

Quality Control Committee

Annual Report 2016



年次報告書の公表に当たって



我々公認会計士の使命は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

これまで日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）及び会員は、監査の品質の維持・向上に向けて不断の取組を行って参りました。しかしながら、昨今の会計不祥事の発生などを契機として改めて会計監査の信頼性が問われています。また、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」は、同懇談会提言「－会計監査の信頼性確保のために－」を公表しました。提言では、講ずるべき取組として、5つの柱に整理の上、具体的な施策が記載され、会計監査に関わる関係者が、施策の実現に取り組むことを求めています。

会計監査の信頼回復に努め、社会の期待や要請に応えるためには、監査の品質の維持・向上が不可欠であり、そのためには会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実、監査人の能力向上等に必要な施策に取り組んでいくことが重要であります。当協会としても、「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえ、自主規制機能の強化の一環として、監査事務所に対する品質管理レビューの体制・方法の強化や不正事例に関する研修の義務化など必要な施策に、より一層取り組んで参ります。

当協会は、監査の品質の維持・向上を図るために品質管理レビュー制度を自主規制として運用しています。本報告書は平成27年度における品質管理レビューの実施結果について報告するものです。品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」に基づき平成25年度から改善を実施していますが、品質管理レビューの性格の指導及び監督への変更、品質管理レビュー制度内に設置された品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度、品質管理レビューの対象監査事務所と対象監査業務の拡大、機動的・臨時的な品質管理レビューの実施等については当年度から適用しています。また、当年度は監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態が生じたため特別レビューを実施いたしました。

当協会は、タグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」を掲げ、様々な施策に取り組んで参りました。会計や監査という社会基盤を支える存在であることを十分認識し、社会の期待や要請に迅速に応えることを通じて経済社会の発展及び公共の利益に貢献できるよう、自主規制団体としてその役割を果たすべく会員と一丸となって取り組んで参ります。

平成28年5月18日

日本公認会計士協会

会長

森 公高

目次

報告の要旨	1
1. 通常レビューの実施状況及び実施結果	6
(1) 通常レビューの計画	6
(2) 通常レビューの結果	7
(3) 通常レビューにおける改善勧告事項	9
(4) 通常レビューにおける重点的实施項目	14
(5) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導	16
2. 改善勧告事項の分析	17
(1) 限定事項付き結論となった原因	17
(2) 改善勧告事項が生じた原因への対策	18
(3) IFIARの調査結果の分析	18
3. 特別レビューの実施状況及び実施結果	21
(1) 公認会計士法施行規則第25条第五号への準拠性	21
(2) 会長通牒等に対応した監査実施体制の整備状況	21
4. 上場会社監査事務所の登録	23
(1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況	23
(2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置について	23
(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示について	24
(4) 名簿再登録制限者の指定について	24
(5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況	24
5. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	25
6. 今後の行動計画	27
(1) 品質管理レビュー制度の強化	27
(2) 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言への対応	28
(3) 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」による検討	29
(4) 上場会社監査事務所登録制度の確実な運用	29
(5) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用に関する対応状況の確認	30
資料 1 品質管理レビュー制度	31
資料 2 上場会社監査事務所登録制度	40
資料 3 通常レビューの実施状況及び実施結果、並びに改善勧告事項	47
資料 4 平成26年度品質管理委員会活動に関する勧告書	54
資料 5 品質管理関係規程の変更等	58
用語説明	62

報告の要旨

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の意義

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用している。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用している。

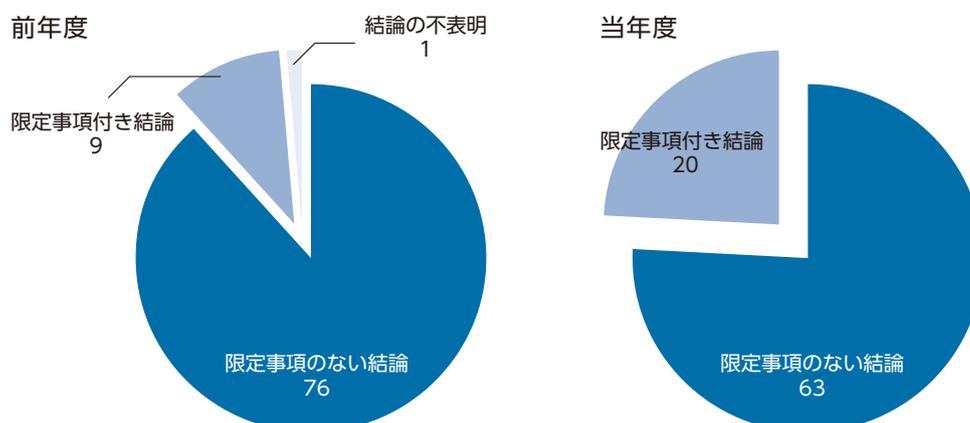
品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している監査事務所に対し、通常レビューを実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対し、次年度にフォローアップ・レビューを実施している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施している。

監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューする特別レビューを新設して運用している。

通常レビューの実施状況及び実施結果

当年度の通常レビューの計画の策定に当たり留意した事項は、リスク・アプローチの強化、当年度の品質管理レビューから新たに適用されるレビュー対象監査業務の拡大や機動レビューの新設等の制度改正の内容、フォローアップ・レビューの実施における変更点等であった。

通常レビューを実施した結果、「限定事項のない結論」63事務所、「限定事項付き結論」20事務所であり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった。



「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が前年度に比べて大幅に増加した原因としては、改正後の品質管理レビュー制度が適用されたことにより、前年度までは通常レビューの対象外であった会社等に係る監査業務を選定したことや監査業務に係るリスクが高いと判断した個別業務についてレビュー日数を増加するとともに、複数のレビューアーにより実施したこと等が考えられるほか、昨今の度重なる会計不祥事を受けて会計監査の信頼を確保すべく、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳しい態度で臨んだこと等が考えられる。

フォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所は4事務所であった。再フォローアップ・レビューでは「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所はなかった。フォローアップ・レビュー又は再フォローアップ・レビューの実施に併せて平成26年度の重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所はフォローアップ・レビューでは3事務所、再フォローアップ・レビューでは1事務所であった。

当年度に会長への報告の対象となった監査事務所は2事務所であった。

また、品質管理レビュー制度内に設けられた品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置制度において措置の決定を受けた監査事務所は、「注意」19事務所、「嚴重注意」1事務所、「注意」及び「嚴重注意」1事務所であり、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」はなかった。

通常レビューを実施した結果、当年度の改善勧告事項の総数は、前年度に比べて増加しているが、改善勧告を受けた監査事務所の数が多かった項目は前年度との類似性が見受けられ、「監査業務における品質管理」については、「会計上の見積りの監査」、「実証手続の立案及び実施」及び「監査証拠」に関する改善勧告事項が多く、「監査事務所における品質管理」については、「品質管理の全般的体制」、「品質管理のシステムの監視」及び「審査」に関する改善勧告事項が多かった。

当年度の通常レビューの重点的実施項目とした5項目のうち、平成26年度から引き続き重点的実施項目とした4項目について改善勧告事項が見受けられ、新たに追加した「監査役等とのコミュニケーション」についても、重点的実施項目とした品質管理レビューの結果等を含む監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要の監査役等への書面による伝達に関して改善勧告事項が見受けられた。

限定事項付き結論となった原因

限定事項付き結論となった監査事務所の改善勧告事項が生じた原因を分析すると、品質管理の軽視、職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足、組織的な取組姿勢の不足に大別・分類できるが、さらになぜこれらが生ずるかについて考察した結果、その根本的な原因としては、監査事務所の財務的理由を優先した監査事務所の姿勢、他の監査事務所又は他の個別業務で生じた会計不祥事や改善勧告事項を他人事と考える態度であると考えられる。これらの原因に対処するためには、会員は監査及び会計の専門家として、一人ひとりが、原点に立ち戻り、その使命及び職責を自覚し、真摯に監査業務に取り組むことが必要である。また、監査事務所は、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成し、組織的な監査の実践を図る必要がある。監査対象会社の理解を求め、監査手続実施に必要な適正な監査時間に見合う報酬交渉を行うことも重要である。さらに、当協会は、

一人ひとりの会員、監査事務所のこうした取組を支援し、自主規制機能を強化するべく、不正事例に関する研修の義務化等の品質管理の向上に向けた研修の充実・強化策を講ずるとともに、監査事務所に対する品質管理レビューの体制・方法を見直していく。

特別レビューの実施状況及び実施結果

当年度は監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に関して特別レビューを実施している。このうち、度重なる会計不祥事が発生している事態への対応として実施した特別レビューは、平成28年1月に公表された会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」(以下「会長通牒等」という。)の趣旨を監査事務所が十分に理解し、適切に監査業務を実施する体制(以下「監査実施体制」という。)を整備していることを平成28年3月期の監査終了前に確認し、必要に応じて指導を行うことを目的として実施した。その結果、平成28年3月期の監査実施体制には改善が必要と認められる改善勧告事項はなかったが、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が適切に対応する必要がある事項について指導を行った。なお、指導した事項については平成28年度の品質管理レビューにおいて対応状況を確認していく。

上場会社監査事務所名簿等への登録状況及び登録に関する措置が講じられた監査事務所

当年度の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況は、平成28年5月18日現在、上場会社監査事務所名簿に登録された上場監査事務所(以下「本登録事務所」という。)の数は145事務所、準登録事務所名簿に登録された監査事務所(以下「準登録事務所」という。)の数は11事務所であった。また、平成27年5月23日から平成28年5月18日までの上場会社監査事務所名簿等抹消リストに新たに記載された監査事務所は1事務所であった。

当年度から、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿(以下「上場会社監査事務所名簿等」という。)に登録された監査事務所に対しては、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づいて決定された措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の内容を決定する制度が運用されている。この制度において、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講ずる決定をした監査事務所は、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示が1事務所であり、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しの対象となった監査事務所はなかった。

また、上場会社監査事務所名簿等への再登録を制限するために、一定の事由に該当した会員を「上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者」(以下「名簿再登録制限者」という。)として指定し、「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」(以下「名簿再登録制限者管理簿」という。)に記載する制度が平成27年9月17日から運用されており、平成28年5月18日現在、名簿再登録制限者として名簿再登録制限者管理簿に記載されているのは7名である。

今後の行動計画

昨今の度重なる会計不祥事の発生などを契機として改めて会計監査の信頼性が問われている状況において、品質管理委員会としては、品質管理レビュー制度を強化し、平成28年度の品質管理レビューにおいて着実に運用するとともに、平成28年3月に金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」から公表された提言「－会計監査の信頼性確保のために－」（以下「懇談会提言」という。）に示された施策の実現のため、実施可能なものについては速やかに実施に向けた作業を進める等、以下の対応を行う。

品質管理レビュー制度の強化としては、過去の不正事例を踏まえて経営者による不正リスクへの監査チームの対応状況及び審査の十分性について重点的にレビューすること、個別業務の選定や大規模な監査対象会社への対応等の大手監査法人に対するレビューの強化を図ること、情報収集の態勢の強化による個別業務の継続的なリスク評価を行うこと、及びレビューアーの増員等を実施する。なお、通常レビュー対象監査事務所の品質管理責任者等に対する品質管理レビュー制度の変更等に関する説明会に併せて意見交換会の開催も始め、監査事務所の意見を品質管理レビュー制度の改善に反映させている。

懇談会提言では、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組について、5つの柱に整理の上で具体的な施策が示され、会計監査に関わる関係者が、これらの提言の実現に取り組むことを求めている。不正事例研究に該当する研修の履修を義務化することや品質管理レビューの成果をわかりやすく公表すること等の直ちに実施可能なものについては既に実施に向けた作業を進めており、平成28年度の品質管理レビューにおいても実行可能な施策を実施するとともに、今後の課題への取組について検討を行っていく。

また、平成25年5月に公表された「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」において継続審議とされた「協会全体の自主規制のあり方」については、平成27年12月に当協会の自主規制機能の中核をなす品質管理制度について、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究するための「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置し、品質管理を中心とした自主規制の在り方に係る課題や品質管理レビューの開示拡充について検討を行い、その検討結果をもとに具体的な作業を進める。

上場会社監査事務所登録制度の運用については、平成27年7月の定期総会において、上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設ける、上場会社監査事務所登録制度を強化すべく改正を行っているが、それらを確実にかつ厳格に適用する必要がある、当年度に引き続き確実な運用を図る。

さらに、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用に関する対応状況の確認については、監査事務所と意見交換する機会を増やすことにより、監査事務所の一層の品質管理の向上に努め、会長通牒等や懇談会提言への対応状況の確認にあたり、監査事務所に不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施する。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度については、継続的に見直しを行っており、今後も引き続き、会員に対して会則・規則等の周知徹底を図り円滑な制度移行を行うとともに、公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に当協会の自主規制制度及びそれが確実に運用

されていることの周知を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努めていく。

最後に、関係する諸団体との意見交換等を通じて上場会社監査事務所登録制度の適切な運営を行い、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」の検討結果を踏まえ、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について見直しを実施していく。

当報告書は、日本公認会計士協会会則第123条第5項に基づき、品質管理委員会の活動状況を品質管理審議会に報告するために作成されるものであり、「報告の要旨」、「本文」、「資料編」及び「用語説明」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「用語説明」において、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語について説明している。

なお、品質管理レビューの結果等については、平成27年5月22日開催の品質管理委員会後から平成28年5月18日開催の品質管理委員会において承認又は決定された事案を平成27年度分として取り扱っている。

1. 通常レビューの実施状況及び実施結果

通常レビューには、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人は2年に一度）の頻度で計画的に実施する定期レビューと、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施する機動レビューがある。

(1) 通常レビューの計画

品質管理委員会は、通常レビューの対象とする監査事務所を決定するためにレビュー年次計画案を審議し、決定している。当年度の通常レビューの計画の策定に当たり留意した事項は、主に以下のとおりである。

■ 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化

当年度は、通常レビューにおけるリスク・アプローチをさらに強化し、より重要度の高い項目に焦点を当てるため、レビュー年次計画の策定に当たり、①監査事務所の概況に関する最新の情報を収集するように努め、監査事務所の実態に即した計画を策定すること、②監査業務に係るリスクが高いと考えられる個別業務については、必要に応じてレビュー日数を増加するとともに、複数のレビューアーにより実施するように計画を策定すること、等に留意した。

■ レビュー対象監査業務の拡大

当年度から、品質管理レビューの対象が、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務から、公認会計士法第2条第1項業務の全てに拡大されたことを受けて、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと思われる場合には、それ以外の会社等に係る監査業務を追加選定した。

■ 機動レビューの新設

定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビューが当年度から新設されたことを受けて、前年度に通常レビューを実施した結果、品質管理レビュー報告書において「限定事項付き結論」が表明されており、改善措置の実施状況を早期に再度評価することが望ましい場合等、前回のレビューから3年を経過しない監査事務所についても、通常レビューの実施が必要と判断した場合には、当年度に機動レビューを実施した。

■ フォローアップ・レビュー手法等

当年度から、フォローアップ・レビューの手法については、前年度の通常レビューの結論、改善勧告事項の内容及び重要性の程度等を勘案して、「書面」、「聴取」及び「往査」の三つのうち、

いずれかの手法を採用することを決定した。また、フォローアップ・レビューの実施に併せて、必要に応じて、改善勧告事項が発見された平成26年度の重点的実施項目について監査の実施状況を確かめる手続等を実施した。

(2) 通常レビューの結果

■ 通常レビュー

当年度の通常レビューの実施状況は、次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	前年度未了 事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度未了 事務所数
上場会社監査事務所	3	59	62	59	3
非上場会社監査事務所	—	24	24	24	—
合計	3	83	86	83	3

当年度の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が63事務所（前年度76事務所）、「限定事項付き結論」が20事務所（前年度9事務所）となり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった（前年度は「否定的結論」はなく、「結論の不表明」は1事務所）。なお、当年度は、12事務所を対象として機動レビューを実施しているが、このうち6事務所については「限定事項のない結論」が表明され、5事務所については「限定事項付き結論」が表明され、1事務所については結論の表明が次年度に繰り越された。

「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が前年度に比べて大幅に増加した原因としては、平成26年7月の定期総会で承認された改正後の品質管理レビュー制度が当年度から適用されたことにより、①前年度まで通常レビューの対象外であった会社等に係る監査業務を選定したことや、②監査業務に係るリスクが高いと判断した個別業務について、レビュー日数を増加するとともに、複数のレビューアーにより実施したこと等が考えられるほか、昨今の度重なる会計不祥事を受けて会計監査の信頼を確保すべく、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳しい態度で臨んだこと等が考えられる。

なお、通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合には、「限定事項付き結論」が表明されるが、あくまでも懸念であることから、「限定事項付き結論」は、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではない。

■ フォローアップ・レビュー

当年度のフォローアップ・レビューの実施状況は次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	前年度未了 事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度未了 事務所数
上場会社監査事務所	－	44	44	43	1
非上場会社監査事務所	－	17	17	17	－
合 計	－	61	61	60	1

当年度のフォローアップ・レビューの結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」が56事務所（前年度61事務所）、「改善の不十分な事項のある確認結果」が4事務所（前年度9事務所）であった。なお、フォローアップ・レビューの実施に併せて、平成26年度の重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所が3事務所あった。

また、当年度の再フォローアップ・レビューの実施状況は次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	前年度未了 事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度未了 事務所数
上場会社監査事務所	－	3	3	3	－
非上場会社監査事務所	－	3	3	3	－
合 計	－	6	6	6	－

当年度の再フォローアップ・レビューの結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」が6事務所（前年度6事務所）であり、「改善の不十分な事項のある確認結果」は前年度に引き続きなかった。なお、再フォローアップ・レビューの実施に併せて、平成26年度の重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所が1事務所あった。

■ 会長への報告

当年度は、会長への報告の対象となった監査事務所は2事務所（前年度5事務所）であった。具体的な事由は、「財務諸表に重要な影響を与える棚卸資産及び売上原価の会計処理について、重要な虚偽表示を看過している重大な懸念があり、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念があるため」や、「監査業務全般にわたって多数の発見事項があり、それらが監査責任者による査閲又は審査担当者による審査によって発見及び是正されておらず、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念があるため」等であった。

■ 措置の決定

当年度から、上場会社監査事務所登録制度内に設置していた措置制度を廃止するとともに、品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置制度を新設し、措置制度の対象は、品質管理レビューを受ける全ての監査事務所となった。

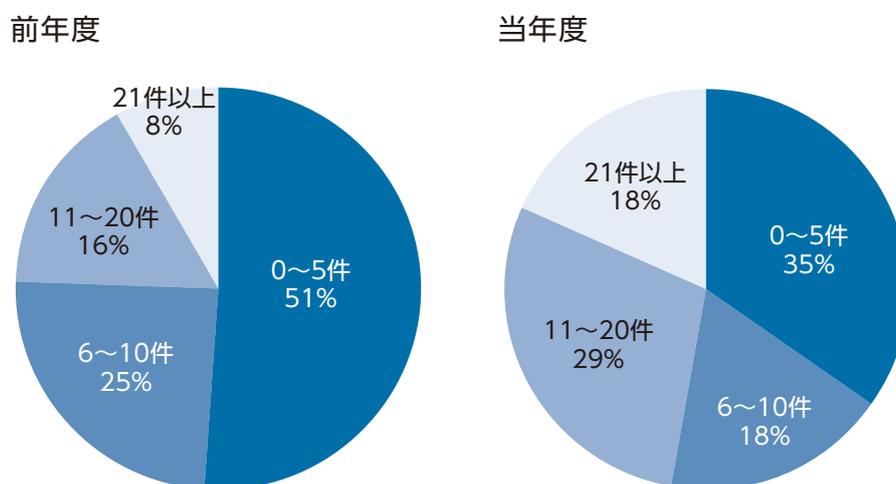
当年度に品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所は、「注意」が19事務所、「嚴重注意」が1事務所、「注意」及び「嚴重注意」が1事務所であり、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」はなかった。

(3) 通常レビューにおける改善勧告事項

当年度の通常レビューにおける改善勧告事項の総数は1,103件（前年度674件）であった。改善勧告事項の総数が前年度に比べて増加した原因は、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が前年度に比べて大幅に増加した原因と同様と考えられる。

なお、監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況（割合）は以下のとおりである。

図1【監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況(割合)】



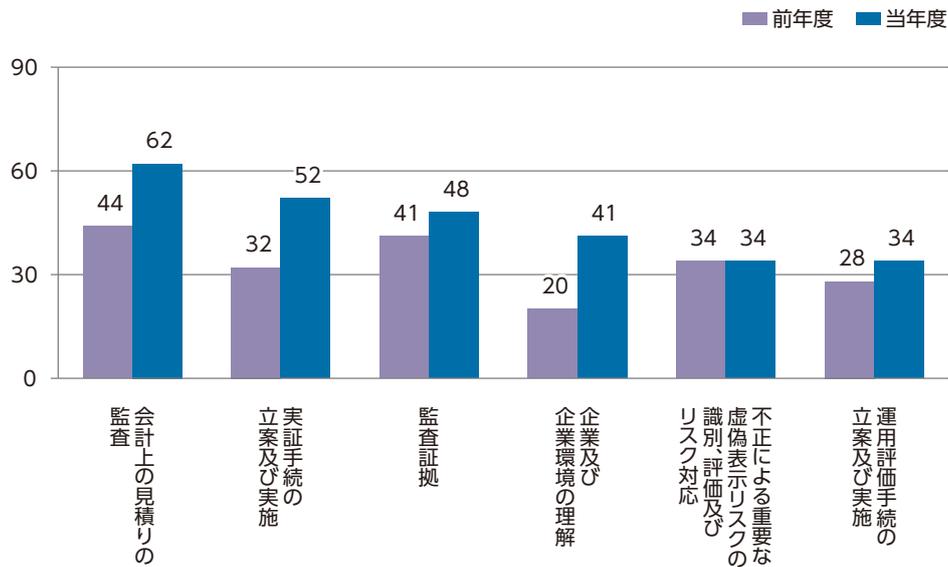
通常レビューの対象監査事務所は、各年度によって異なるため、改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較することは、必ずしも合理的ではないが、改善勧告事項の傾向を把握するため、監査業務における品質管理と監査事務所における品質管理に分けて、項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較した。なお、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する項目を細分化する等、改善勧告事項の分類基準を当年度に見直しているため、前年度の項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数についても、当年度の分類基準に基づいて再集計している。

① 監査業務における品質管理

当年度は、監査業務を216業務（前年度274業務）選定し、通常レビューを実施した結果、監査業務における品質管理の改善勧告事項数は982件（前年度588件）となった。また、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は4.5件（前年度2.1件）となった。

図2【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査業務における品質管理に関連する項目のうち、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった項目について、監査事務所

図2【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】



数を前年度と比較したものである。

上位項目は、前年度も同じ項目であるほか、前年度以前の改善勧告事項の分析結果を考慮すると、最近3年間の改善勧告事項の傾向には類似性が見受けられる。その原因としては、企業が作成した情報や経営者が使用した仮定を鵜呑みにせず批判的に評価する姿勢が監査事務所全体に十分浸透していないことや、最近3年間に通常レビューを実施した監査事務所の多くが、クラリティ版報告書の適用後、初めて受ける通常レビューであったため、クラリティ版報告書の理解不足により、要求事項を適切に適用していない監査事務所が少なくなかったこと等が考えられる。

■ 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査では、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを批判的に検討していない、という指摘や、前年度の財務諸表に計上されている会計上の見積りの確定額又は該当する場合には再見積額について検討していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 固定資産の減損の監査において、「経営環境の著しい悪化」等、「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス」という事象以外の減損の兆候の有無を検討していない。
- 固定資産の減損の監査において、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もる期間全体にわたって、翌年度の営業利益の水準が継続する、という経営者の仮定の合理性を検討していない。
- 前年度に計上された貸倒引当金の当年度の確定額を検討していない。

■ 実証手続の立案及び実施

実証手続の立案及び実施では、特定項目抽出による試査を実施する際に母集団の中から抽出しなかった母集団の残余部分に関する監査証拠を入手するための手続を立案していない、という指

摘や、重要な勘定残高のうち特に損益項目に関する実証手続を十分に立案していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 売掛金の確認手続を実施する際に、一定金額以上の得意先に確認状を発送しているが、発送しなかった残余部分について実証手続を立案していない。
- 売上原価や販売費及び一般管理費に関して、前期比較を実施するだけで実証手続を立案していない。又は、分析の実証手続を立案しているが、前期比較等、単なる分析的手続を実施するに留まり、分析の実証手続の要件を満たしていない。

■ 監査証拠

監査証拠では、企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない、という指摘や、経営者の利用する専門家の業務について監査証拠としての適切性を関連するアサーションに照らして評価していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 滞留債権や滞留在庫の評価に関する監査証拠を入手するために利用した滞留債権データや滞留在庫データの正確性及び網羅性を検討していない。
- 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続を実施する際に利用した仕訳データの網羅性を検討していない。
- 固定資産の減損の要否を検討する際に利用した不動産鑑定評価書について、監査証拠としての適切性を関連するアサーションに照らして評価していない。

■ 企業及び企業環境の理解

企業及び企業環境の理解では、不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手することを目的とした経営者や内部監査担当者及び監査役等に対する質問が行われていない、という指摘や、ITの利用に関する概括的理解を行っていない、といった指摘が多く、具体的には、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

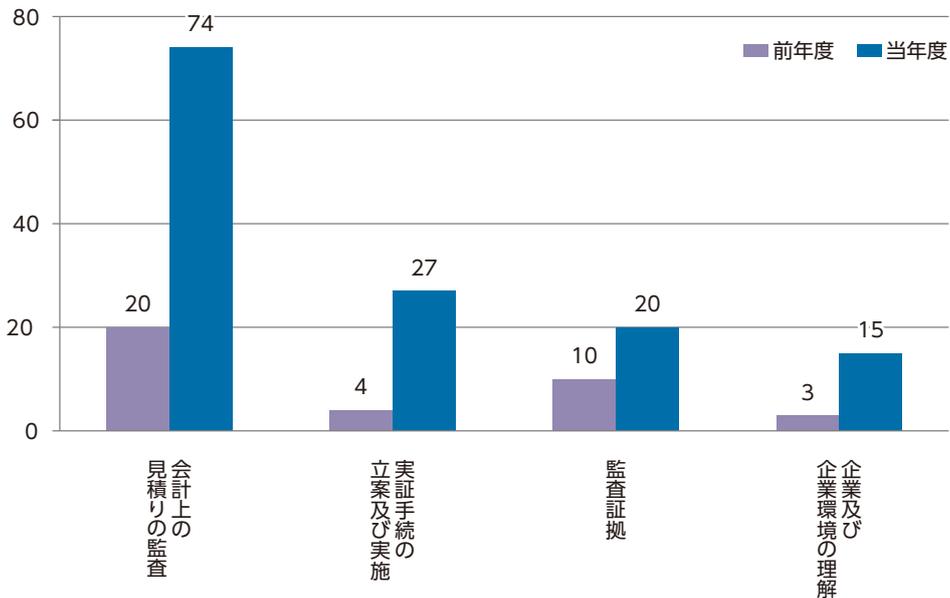
- 監査役等にその企業に影響を及ぼす不正、不正の疑い又は不正の申立てを把握しているかどうかを質問していない。
- 全般統制及びITに係る業務処理統制に依拠しないという理由でITの利用に関する概括的理解を行っていない。

② 金融機関の監査業務における品質管理

金融機関（預金取扱等金融機関、生命保険会社、損害保険会社及び保険持株会社）の監査業務では、金融機関の事業の特殊性又は複雑性から、監査計画の策定、リスク評価手続及びリスク対応手続の実施において業種特有の対応が求められることがあるため、改善勧告事項の項目別件数や改善勧告事項の内容に関する業種特有の傾向や特徴について分析した。

当年度は、金融機関の監査業務を28業務（前年度22業務）選定し、通常レビューを実施した結果、金融機関の監査業務における品質管理の改善勧告事項数は195件（前年度61件）となった。ま

図3【金融機関の監査業務における品質管理の項目別の改善勧告事項数】



た、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は7.0件（前年度2.8件）となった。「限定事項付き結論」となった監査事務所の監査業務を除くと、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は5.8件（前年度1.9件）である。金融機関の監査業務に関連する改善勧告事項数が著しく増加した原因としては、金融機関の監査の経験があるレビューアーを増員したことや、金融機関に特有の貸出金の自己査定にさらに重点を置いてレビューを実施したこと等が考えられる。当年度に改善勧告事項数が多かった項目は、図3【金融機関の監査業務における品質管理の項目別の改善勧告事項数】のとおりであり、図2の上位項目と同様の傾向が見受けられる。

■ 会計上の見積りの監査

金融機関の監査業務の改善勧告事項として、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 貸出金の自己査定の監査において、債務者の経営改善計画の実現可能性や進捗状況を十分に検討していない。
- 債務者区分の判断根拠となる基準金利の妥当性を検討していない。
- 前年度における不動産担保の処分可能見込額と当年度の不動産担保の処分実績額との比較検討を実施していない。

■ 実証手続の立案及び実施

金融機関の監査業務の改善勧告事項として、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 貸出金の自己査定を検討する際に、一定金額以上の債務者を抽出しているが、抽出しなかった残余部分について実証手続を立案及び実施していない。
- 重要な勘定残高である有価証券利息配当金に関して、前期比較を実施するだけで実証手続を立案及び実施していない。

③ 監査事務所における品質管理

当年度は、品質管理レビュー報告書を交付した83事務所（前年度86事務所）のうち、46事務所（前年度31事務所）において121件（前年度86件）の改善勧告事項があった。また、1監査事務所当たりの改善勧告事項数の平均は1.5件（前年度1.0件）となった。

図4【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査事務所における品質管理に関連する項目のうち、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった項目について、前年度の監査事務所数と比較したものである。改善勧告事項が生じた原因としては、クラリティ版報告書の要求事項及び独立性に関する指針の理解不足や、知識、経験及び能力等を有する審査担当者又は定期的な検証の担当者の不足等が考えられる。

■ 品質管理の全般的体制

品質管理の全般的体制では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

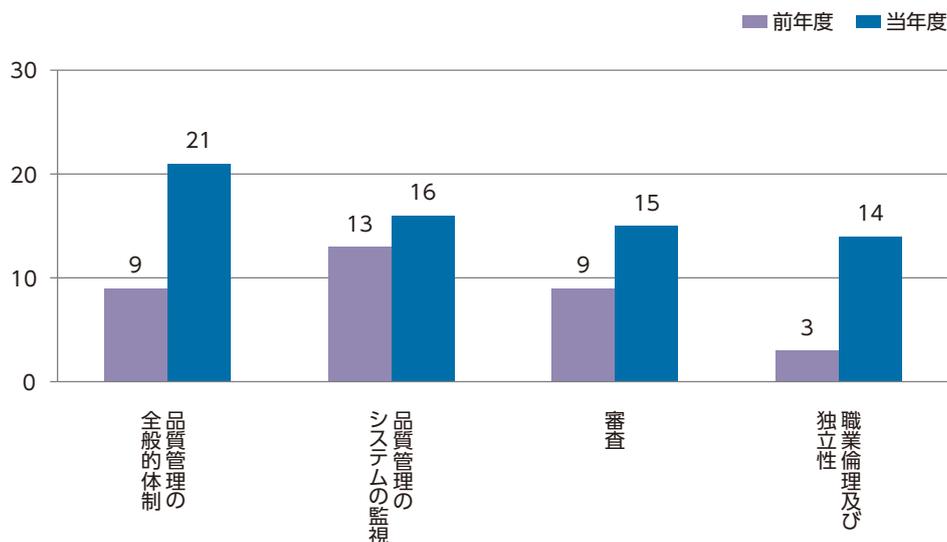
- 監査役等とコミュニケーションを行う際に利用する様式に、監査基準委員会報告書260等でコミュニケーションが要求されている事項が網羅されていない。
- 監査基準委員会報告書600に対応した監査マニュアルの改訂を行っていないため、構成単位の重要性の基準値をグループ財務諸表全体の重要性の基準値より低く設定していない監査業務が複数ある。

■ 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムの監視では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 通常レビューで選定した監査業務全てに、販売費及び一般管理費の分析の実証手続に関する発見事項が見受けられたが、このような監査手続の不備が定期的な検証で指摘されていない。

図4【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】



- 監査業務における不正リスクへの対応状況について、監査事務所の品質管理の方針及び手続に準拠して実施していることを定期的な検証により確かめていない。

■ 審査

審査では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 前回の品質管理レビューの改善勧告事項と同様の発見事項が見受けられるほか、特別な検討を必要とするリスクに対応する手続に関する発見事項が複数見受けられ、審査担当者が重要な事項に関する監査手続の不備を看過している。
- 審査担当者を選任する際に、審査担当者に求められる十分かつ適切な知識、経験等の資格を有しているかどうか検討していない。

■ 職業倫理及び独立性

職業倫理及び独立性では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 監査責任者が預金等総額1,000億円以上の信用金庫の監査業務に7会計期間を超えて長期的に関与しているが、独立性に関する指針が求めるセーフガードを適用していない。
- 監査対象会社に対して非監査証明業務を提供する場合に、当該業務が公認会計士法等に定められている同時提供禁止業務に該当しないかどうかを契約締結前に確認していない。

(4) 通常レビューにおける重点的实施項目

品質管理委員会は、通常レビューにおける重点的实施項目として、平成25年度から監査事務所における品質管理のシステムの構成要素のうち、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、通常レビューの往査時に必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図ることとしている。当年度の重点的实施項目は、平成27年6月22日付け「平成27年度品質管理レビューにおける重点的实施項目」（当協会のウェブサイト参照）のとおり、平成26年度における重点的实施項目に「監査役等とのコミュニケーション」を加えた5項目からなっており、当年度の通常レビューにおいて確認した結果は次のとおりである。

① 監査における不正リスク対応基準への対応状況

不正リスクに対応した監査事務所又は個別業務における品質管理としての重点的实施項目に関し、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- 品質管理に係る規程及び様式の改訂が行われていないため、不正リスク対応基準等で定めることが要求されている方針及び手続が整備・運用されておらず、また不正リスクへの対応状況についての定期的な検証を実施していない。
- 不正リスクに対応する手続として実施した売掛金の積極的確認において、不正リスク要因を示唆していないかどうかを含めて未回答の理由を検討していない。

② 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況

クラリティ版報告書のうち、初年度監査の期首残高（監査基準委員会報告書510）、グループ監査（監

査基準委員会報告書600)の重点的実施項目に該当する要求事項への対応状況については、以下のような改善勧告事項が見受けられた。なお、監査人の交代(監査基準委員会報告書900)に関する改善勧告事項は見受けられなかった。

■ 初年度監査の期首残高

- 期首残高に適切な会計方針が適用されているかどうか、及び適用した適切な会計方針が当年度の財務諸表に継続して適用されているかどうか、又はその表示及び開示が妥当か否かについて検討していない。
- 棚卸資産の期首残高の妥当性に関し、期首時点において正常な営業循環過程から外れていたとも考えられるが、このような状況を考慮した検討を実施していない。

■ グループ監査

- グループ監査チームが決定した構成単位の重要性の基準値を、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低く設定していない。
 - グループ監査チームは、構成単位の監査人がグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに対応するために実施したリスク対応手続の適切性を評価していない。
- なお、グループ監査に関する改善勧告事項は、主として監査体制を十分構築できていない比較的小規模の監査事務所で見受けられた。

③ 報酬依存度のセーフガードの適用状況

報酬依存度のセーフガードの適用状況については、公認会計士法上の大会社等である依頼人に対する報酬依存度が2期連続して15%を超えているが、依頼人の監査役等にその旨及び妥当としたセーフガードの内容を報告、協議していないことについての改善勧告事項が見受けられた。

④ 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査のうち、滞留債権(貸倒引当金)、固定資産の減損会計、繰延税金資産及び関係会社株式の減損を重点的実施項目として採り上げたが、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

■ 滞留債権(貸倒引当金)

- 債務超過の状態にある子会社に対する貸付金を一般債権として区分することに係る監査対象会社の判断の妥当性を検討していない。
- 金融機関の監査において、経営改善計画が策定されている債務者に関し、計画の進捗状況を検討していない。

■ 固定資産の減損会計

- 将来キャッシュ・フローの見積期間全体にわたって営業活動から生ずるキャッシュ・フローの水準が

継続するとした経営者の仮定の合理性及び実現可能性を検討していない。

- 監査対象会社は本社費等の間接的に生ずる費用を配賦していない営業活動から生ずる損益を用いて減損の兆候の判定を行っているが、その妥当性を検討していない。

■ 繰延税金資産

- 将来減算一時差異の解消スケジュールの妥当性を検討していない。
- 将来年度の課税所得の見積額の算定根拠とした事業計画の合理性及び実現可能性を検討していない。

■ 関係会社株式の減損

- 関係会社の事業計画を基に実質価額の回復可能性を検討し、当該株式の減損処理を実施していない監査対象会社の会計処理を妥当と判断しているが、当該事業計画の実現可能性について十分に検討していない。
- 減損処理の必要はないとの監査対象会社の主張について質問による検討のみで、事業計画等の入手や過年度の計画と実績の比較等、深度ある監査手続を実施していない。

⑤ 監査役等とのコミュニケーション

公認会計士・監査審査会の検査結果通知書を受領しているが、監査役等に対して検査の結果を伝達していないことについての改善勧告事項が見受けられた。

(5) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

通常レビューの往査時に発見した事項については、指摘時に必要な改善措置を指導するとともに、通常レビューの往査後も監査事務所が改善計画書に記載する改善措置の具体的な内容について指導を行っている。当年度からは、多数の発見事項がある等の一定の場合には、監査事務所の品質管理のシステムに関する重要な不備が生じている可能性等を監査事務所の最高経営責任者等と追加協議した上で、発見事項の原因について十分な意見交換を行うことにより、監査事務所がそれら原因に応じた改善措置を検討し、適切な改善計画書を作成できるように指導をしている。

また、品質管理委員会は、通常レビューを実施した監査事務所に対する改善勧告事項のうち主要なものについて「改善勧告事項事例集」として編纂し公表するとともに、当協会が実施する研修会の教材、継続的専門研修（CPE）制度の指定教材として利用している。平成27年11月に実施した「平成26年度 改善勧告事項事例集」の活用に関するアンケート調査の結果によれば、監査事務所の規定・マニュアル等の作成及び改定や専門要員に対する研修等で利用されているケースが多い。監査責任者を初めとする監査業務に携わる全ての会員は「改善勧告事項事例集」を有効に活用し、監査の品質の維持・向上を図ることが期待される。

2. 改善勧告事項の分析

改善勧告事項の分析のうち、特に重要な事項である限定事項付き結論となった原因について焦点を当てて検討するとともに、会員全体の品質管理の改善・向上に資するため、レビューの結論における限定事項の有無にかかわらず、改善勧告事項が生じた原因への対策を検討している。また、国際的な動向とも照らし合わせるため、監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」という。）の2015年の調査結果の分析について記載している。

(1) 限定事項付き結論となった原因

改善勧告事項の概要については、「1. 通常レビューの実施状況及び実施結果」に記載のとおりであるが、当年度に表明された限定事項付き結論において、レビューの結論を限定する原因となった主な改善勧告事項（要約）は、以下のとおりである。

① 監査業務における品質管理

- 棚卸資産の評価、固定資産の減損、引当金等の会計上の見積りの監査における必要な検討の著しい不足又は未実施
- 実証手続等の立案及び実施における必要な監査手続の著しい不足又は未実施
- 勘定残高の通例でない変動や趨勢の変化がある等の不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合において、リスク評価への考慮が著しく不十分

② 監査事務所における品質管理

- 監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲並びに審査に関する深度が著しく不足している監査業務が多数見られたことによる品質管理のシステムの整備・運用状況の不備
- 品質管理に係る規程等の整備・運用の不備、又は専門要員に対する組織的な周知・徹底及び研修等教育の著しい不足

通常レビューの結果が限定事項付き結論となった監査事務所に対しては、改善計画書に改善勧告事項となった原因の記載を求めており、また、当年度から多数の発見事項がある等の一定の場合には発見事項が生じた原因についての監査事務所の見解を確認している。それらの内容を基に限定事項付き結論となった原因について分析した結果、主な原因は以下のとおりである。

- 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されておらず、品質管理に関する周知徹底が不十分である。
- 監査及び会計の基準等で要求される事項、適用指針等に対する誤解がある。
- 専門要員の教育・能力向上が本人任せとなっており、組織的に能力向上に対する取組を行っていない、及び品質管理が人事評価上の重要項目とされていない。
- 職業的専門家としての懐疑心が発揮されておらず、リスク認識が不十分である、又は監査対象会

社が作成した情報を批判的に検討していない。

- 組織的な監査を実施するための体制整備の必要性に対する最高経営責任者等の認識が不足しており、深度ある査閲、審査、定期的な検証が組織的に徹底されているかどうか監査事務所として検証していない。

これらの原因は、品質管理の軽視、職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足、組織的な取組姿勢の不足に大別・分類されると考えられるが、さらになぜそれらが生ずるのかについて考察した結果、以下のように財務的理由を優先した監査事務所の姿勢が根本的な原因であると考えられる。

- 人的リソースの効率的利用を過度に重視し、監査及び会計の基準等で要求される内容・水準の理解を含む専門的能力の継続的な向上の機会と専門的な見解を入手する機会を提供する必要性を重視していない、又は過度なコスト削減（例えば、過度な人員削減）を行っている。
- 品質管理に関して監査の基準等で要求される事項を充足させることよりも、監査事務所レベルでの財務的な考慮事項（例えば、監査事務所が設定する監査作業に求める利益率や、研修や監査支援システムへの投資を決定する際に用いる財務目標）、監査業務レベルでの財務的な考慮事項（例えば、監査報酬と関連する作業のコストとの採算管理への影響）を優先させている。

また、他の監査事務所、他の個別業務で生じた会計不祥事や改善勧告事項を他人事と考える態度も根本的な原因であると考えられる。

(2) 改善勧告事項が生じた原因への対策

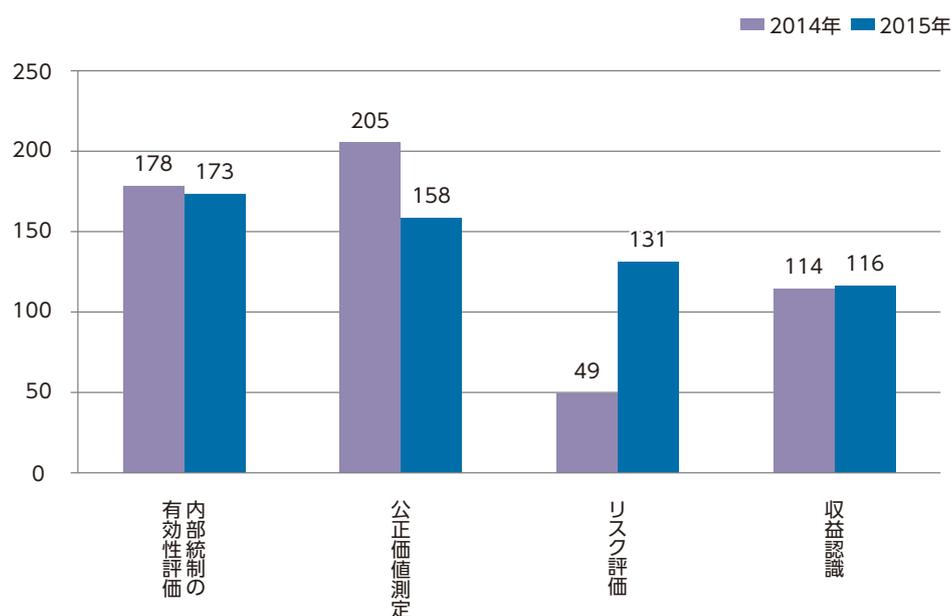
レビューの結論を限定する原因となった主な改善勧告事項はもちろんのこと、限定するに至らない改善勧告事項であっても、根本的な原因は本質的に同様であると考えられる。

これらの原因に対処するためには、会員は監査及び会計の専門家として、一人ひとりが、原点に立ち戻り、その使命及び職責を自覚し、職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮、品質管理への意識の向上を含め、真摯に監査業務に取り組むことが必要である。また、監査事務所は、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成する必要がある、専門要員に対する研修や指導の強化、監査調書の査閲及び審査並びに定期的な検証に係る体制の強化等によって、適切な監査に必要な知識と技術及び品質管理に対する意識の向上、組織的な監査の実践を図る必要がある。監査対象会社の理解を求め、監査手続実施に必要な適正な監査時間に見合う報酬交渉を行うことも重要である。さらに、当協会は、一人ひとりの会員、監査事務所のこうした取組を支援し、自主規制機能を強化するべく、不正事例に関する研修の義務化等の品質管理の向上に向けた研修の充実・強化策を講ずるとともに、監査事務所に対する品質管理レビューの体制・方法を見直していく。

(3) IFIARの調査結果の分析

IFIARは、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、加盟している監督機関が監査業務及び監査事務所の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降、毎年調査しており、2015年の調査結果を2016年3月3日付けで公表した。以下、IFIARの調査結果について、参考として記載している。2015年の調査結果によれば、指摘数の多い項目は、2014年の調査結果と

図5【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR "International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2015 Survey of Inspection Findings March 3, 2016" page13 の表を基に作成

類似しており、同じ項目で指摘が繰り返されている。

① 上場企業(Listed PIEs)の監査業務における品質管理の検査結果

図5【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】は、上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、四つの項目を2014年の調査結果と比較したものである。四つの項目のうち、リスク評価を除く項目については、2014年の調査結果でも上位に挙げられており、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

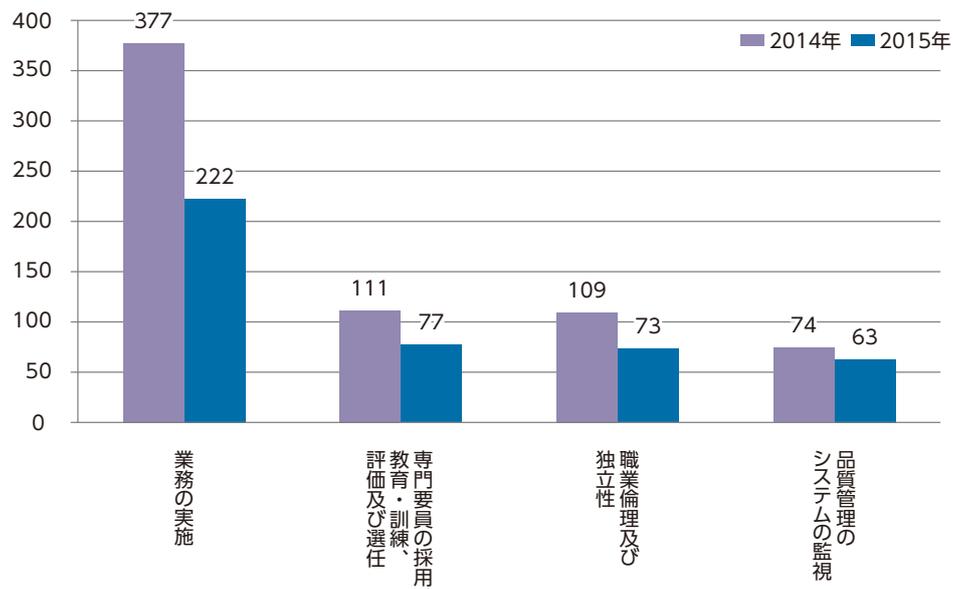
内部統制の有効性評価は、指摘数が最も多かった項目であるが、当該項目で共通して見受けられた指摘として、全般統制及びITに係る業務処理統制を十分に検証していないという指摘を挙げている。また、公正価値測定で共通して見られた指摘として、利用したデータの正確性を十分に検証していない、という指摘を挙げている。

また、システム上重要な金融機関（SIFIs）の監査業務における品質管理では、①内部統制の有効性評価、②貸倒引当金及び貸出金の減損の監査、③投資及び有価証券の評価に係る監査が指摘数の多い項目として挙げられているが、これらの項目は、2014年の調査でも指摘数の多い項目であり、システム上重要な金融機関の監査業務についても、2014年の調査結果と類似性が見受けられる。

② 監査事務所における品質管理の検査結果

図6【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】は、監査事務所における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、四つの項目を2014年の調査結果と比較したものである。上位四つ

図6【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2015 Survey of Inspection Findings March 3, 2016” page A-6 の表を基に作成

の項目は、2014年の調査でも同じ項目であり、監査事務所における品質管理についても、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

業務の実施は、指摘数が最も多かった項目であるが、当該項目で共通して見受けられた指摘として、監査チームの判断や結論を客観的に評価する審査の方針や手続に関する指摘や、監査事務所の監査メソッドロジーやガイダンスに関する指摘を挙げている。また、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任で共通して見受けられた指摘として、パートナーの業績評価や昇格条件の一要素である監査品質の評価方法に関する指摘を挙げている。

③ 根本的な原因の分析

IFIARは、2012年の調査開始以降、監査事務所が指摘事項の根底にある要因をより理解し、適切な改善措置を実施するため、深度ある根本的な原因の分析を行うことを強調している。

2015年の調査結果においても、同じ項目で指摘が繰り返されている根本的な原因について、専門家や他の監査人が実施した業務に対する理解及び査閲が十分でないことや、監査責任者が適時に関与しておらず指示及び監督が十分でないこと等を挙げており、また、職業的専門家としての姿勢の欠如や職業的専門家としての懐疑心の発揮が不十分であることに関連して、多数の根本的な原因が識別されたと述べている。このようにIFIARが根本的な原因として掲げる項目は、「2. (1) 限定事項付き結論となった原因」で記載した、通常レビューで限定事項付き結論となった原因と類似性が見受けられる。

3. 特別レビューの実施状況及び実施結果

(1) 公認会計士法施行規則第25条第五号への準拠性

平成26年度の品質管理レビューにおいて、監査法人が整備しなければならない業務管理体制のうち、公認会計士法施行規則第25条第五号（社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であること。）への準拠性に重大な疑念が生じている監査法人が2法人あることが判明したため、監査法人の業務管理体制の整備に係る特別レビューを平成27年6月から7月まで実施した。

特別レビューの実施に当たっては、平成27年3月31日現在で品質管理レビューの対象となる150法人から既に事実が判明した2法人を除いた148法人を対象に、平成22年4月1日から平成27年3月31日までをレビュー対象期間として、公認会計士法施行規則第25条第五号の要件を満たしているかを確認した。

その結果、148法人のうち、レビュー対象期間において公認会計士法施行規則第25条第五号への準拠性に重大な疑念が生じている2法人が確認された。これらの2法人に対しては改善を勧告し、平成27年度の通常レビューを実施した。また、会則第123条第4項に定める「本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合」に該当するものと認め、会長への報告を行った。

(2) 会長通牒等に対応した監査実施体制の整備状況

昨今の会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、監査人は職業的専門家として真摯に監査業務に取り組む必要があるとの認識の下、監査に対する信頼を維持・確保するため、品質管理委員会規則第3条第3項及び会則第139条第3項に基づく会長の指示を受けて特別レビューを実施している。監査事務所が、会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（平成28年1月27日）及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」の趣旨を十分に理解し、適切に監査業務を実施する体制（以下「監査実施体制」という。）を整備していることを平成28年3月期の監査終了前に確認し、必要に応じて指導を行うことを目的とした特別レビューを平成28年2月から3月まで緊急に実施した。

特別レビューの実施に当たっては、平成28年2月5日現在で上場会社監査事務所名簿等に登録されている全156監査事務所の監査実施体制を対象とするとともに、上位11監査事務所による個別企業の59監査業務に応じた監査実施体制も併せて対象としている。

特別レビューを実施した結果、平成28年3月期の監査実施体制には、改善が必要と認められる改善勧告事項はなかった。ただし、特別レビューを厳正に実施した過程において、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が適切に対応するよう指導した事項が以下のとおりあった。

- ①156監査事務所の監査実施体制を調査した結果、2監査事務所に対して、「専門要員に対する指示」、「審査」について指導した。
- ②上位11監査事務所による個別企業の59監査業務を調査した結果、9監査事務所の15監査業務に

対して、会長通牒の以下の項目について指導した。

会長通牒の項目	監査業務数※
1. 会計上の見積りの監査	12/59
2. リスク・アプローチに基づく監査	11/59
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	7/59
4. 職業的専門家としての懐疑心	3/59
5. 審査	1/59

※複数の項目について指導した事項があった監査業務が認められた。

本特別レビューは、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が整備すべき監査実施体制を緊急かつ重点的に総点検したものであり、指導した事項については、各監査事務所において対応していくことはもちろんのこと、平成28年度の品質管理レビューにおいて、対応状況を確認していく。

4. 上場会社監査事務所の登録

品質管理委員会は、品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

なお、当年度において、上場会社監査事務所名簿等へ登録申請する監査事務所に対して、上場会社には多数の利害関係者がいることを改めて認識し、監査事務所の品質管理体制についてより高い意識を持っていることを示すために、監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項等についても誓約するように変更した誓約書の提出を求め、また、改正規定の施行日現在で上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所からも変更後の様式による誓約書の提出を受けた。あわせて、誓約書の提出先を品質管理委員会から会長に変更した。

(1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成28年5月18日現在、上場会社監査事務所部会における登録事務所数の合計は156事務所である。そのうち、上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所（本登録事務所）は145事務所であり、準登録事務所名簿に登録された監査事務所（準登録事務所）は11事務所である。準登録事務所のうち、品質管理レビュー実施前監査事務所は7事務所、品質管理レビュー実施済監査事務所は4事務所である。上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所は、本登録事務所145事務所と準登録事務所4事務所を合計した149事務所である。また、平成27年5月23日から平成28年5月18日までの上場会社監査事務所名簿等抹消リストに新たに記載された監査事務所は1事務所であった。なお、平成27年4月1日から平成28年5月18日までに開催された品質管理委員会の決定による上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減については、「資料2 上場会社監査事務所登録制度」に記載している。

(2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置について

品質管理委員会は、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所に対し品質管理の状況のレビューを実施した結果、「嚴重注意」又は「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」の措置の決定をしたときは、会則第131条第2項に規定されている上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を決定する。当年度の通常レビューの結果に基づき平成28年5月18日までに開催された品質管理委員会で決定した当年度の上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置としては、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示が1事務所、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しの対象となった監査事務所はなかった。

なお、当年度の通常レビューの結果に基づき、改正前の上場会社監査事務所名簿等の登録に関

する措置が決定された監査事務所は、一号措置（注意）及び二号措置（継続的専門研修の履修指示）が1事務所であった。

(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示について

当年度において、会則第132条の規定に従い、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等の開示が行われた10事務所は、以下のとおりである。なお、複数の懲戒処分等を受けた監査事務所があるため合計数は一致しない。

- 公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所 : 4事務所
- 金融庁から業務の一部の停止命令を受けた監査事務所 : 2事務所
- 金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所 : 5事務所
- 金融庁から戒告を受けた監査事務所 : 1事務所
- 金融庁から課徴金納付命令を受けた監査事務所 : 1事務所
- 当協会の懲戒処分（戒告）を受けた監査事務所 : 3事務所
- 当協会の懲戒処分（会員権の停止）を受けた監査事務所 : 1事務所

(4) 名簿再登録制限者の指定について

品質管理委員会は、会則第132条の第2第1項に規定されている一定の事由に該当する会員を「上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者」（名簿再登録制限者）として指定し、上場会社監査事務所部に備える「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」に名簿再登録制限者を記載する。この制度は当年度に新設され、平成27年9月17日から施行されている。平成28年5月18日現在、名簿再登録制限者として記載されているのは7名である。

(5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に対し登録を認めない決定の通知、会則第131条第2項各号の措置の決定の通知、会則第132条第1項第一号を理由とした名簿再登録制限者の指定の通知、又は名簿再登録制限者の指定解除の取消しの通知が行われた場合には、会則第135条の規定に基づき、通知を受けた監査事務所又は会員は上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

前年度の品質管理レビューに関して、同不服審査会の審査対象となる不服申立が行われた3事務所のうち1事務所は当年度に不服申立が棄却され、その他の2事務所については平成28年5月18日までに結論が確定していない。

当年度の品質管理レビューに関しては、不服申立が行われておらず、平成28年5月18日に開催した品質管理委員会において上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定を受けた1事務所及び品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示を講ずる決定を受けた1事務所については、平成28年5月18日現在、不服申立期限が到来していない。

5. 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会から平成27年6月4日付けで受領した「平成26年度品質管理委員会活動に関する勧告書」の勧告事項に対する品質管理委員会の対応は次のとおりである。

勧告事項1. 改正後の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

品質管理レビュー制度については、平成26年7月及び平成27年7月の定期総会において制度改正に必要な会則・規則が変更され、当年度から適用されており、改正後の品質管理レビュー制度を確実に運用するため主として以下の対応を行っている。

- 品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を品質管理レビュー制度の中に新設したことについては、措置の決定基準を定めて、当年度に通常レビューを実施した全ての監査事務所に対して、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき措置を決定している。
- 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務の拡大については、通常レビューにおける個別業務の選定基準を定めて適用しており、改正前のレビュー対象監査業務である公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等以外の監査業務をレビュー対象監査業務として選定して通常レビューを実施した。
- 新設された機動レビュー及び特別レビューについて確実に実行するため、必要な品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等の改正を行い、機動レビュー及び特別レビューを実施した。

上場会社監査事務所登録制度については、平成27年3月に「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成27年7月の定期総会において会則・規則の改正が行われた。当年度から適用されている新たな上場会社監査事務所登録制度の主な内容は次のとおりである。

- 上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けるために、一定の事由に該当する会員を名簿再登録制限者として指定し、新たに上場会社監査事務所部に備えた「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」に記載することとした。
- 上場会社監査事務所名簿等へ登録申請する監査事務所に対して、監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項等についても誓約するように変更した誓約書の提出を求めた。
- 上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならないこととし、その運用を行っている。また、準登録事務所名簿への登録の審査も強化され、申請書類による審査に加えて、必要に応じて面談や往査を行い、品質管理委員会での審議を経て登録の可否を判断することとなった。

なお、平成25年5月に公表された「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」で継続審議とされた、「協会全体の自主規制のあり方」については、その検討の具体化の一つとして、平成27年12月に自主規制機能の中核をなす品質管理制度について、自主規制の意義・内容等の原点

に遡って研究するための「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置し、平成28年3月に会員・準会員及び監査事務所の品質管理責任者に対し「監査の品質管理」に関するアンケート調査を実施する等の活動を行った。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の改正について、全国研修会や地域の研修会等で解説を行うとともに、平成27年度の通常レビュー対象監査事務所に対しては、通常レビューの実施過程において、品質管理レビュー制度の変更について説明することにより、監査事務所に対して個別に周知活動を行った。なお、平成27年7月及び平成28年3月に、通常レビュー対象監査事務所の品質管理担当責任者等に対し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の内容や今後の動向等に関して意見交換を含む説明会を実施し、制度の一層の周知に努めている。

また、平成28年2月には「新たに上場会社の監査契約を予定している場合の留意事項について」を公表し、その周知の徹底を図った。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動の一環として、品質管理委員会年次報告書等の記載内容の拡充を図るとともに、冊子「品質管理レビューの概要～平成27年度制度改正に向けて～」を通常レビュー対象監査事務所及び上場企業に配布し、監査人及び監査対象会社による品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の理解を促進するための広報手段として活用した。その他、当協会のウェブサイト上においても、「品質管理レビュー制度」の項目を設け、制度の必要性、取組等について情報発信を行っている。

また、平成27年7月から適用された品質管理レビュー制度等の概要について、会員のみならず監査役等の理解に資するため、平成27年9月に「品質管理レビュー制度Q&A」を公表した。さらに、監査役等に向けて「月刊監査役」に「日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果等の監査役等への通知」の寄稿を行った。

勧告事項3. 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

「1. (4) 通常レビューにおける重点的実施項目」に記載のとおり、「監査における不正リスク対応基準への対応状況」、「個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況」、「報酬依存度のセーフガードの適用状況」、「会計上の見積りの監査」及び「監査役等とのコミュニケーション」の5項目について、監査事務所の対応状況を重点的実施項目として確認した。

6. 今後の行動計画

品質管理レビュー制度の社会的な使命の一つとして、監査事務所の品質管理の向上を通じて資本市場の信頼性の向上に寄与することがある。当協会は、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」に従い、平成26年及び平成27年の定期総会において必要な会則・規則の改正を行うとともに、当年度から新たな品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度を運用してきた。

しかしながら、昨今の度重なる会計不祥事を契機として、平成27年12月に当協会から会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」が公表され、平成28年1月には会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」が公表された。また、平成28年3月には金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」から提言「－会計監査の信頼性確保のために－」が公表されるなど、会計監査の信頼が問われている状況にある。

品質管理委員会としては、会計監査の信頼回復に向けて、自主規制機能の強化の一つとして、品質管理レビュー制度を強化し、平成28年度の品質管理レビューにおいて着実な運用を図るとともに、懇談会提言に示された施策の実現のため、実施可能なものについては速やかに実施に向けた作業を進める等、以下の対応を行う。

(1) 品質管理レビュー制度の強化

会長通牒等では、監査人に対して経営者不正に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請している。そのため会長通牒等で示された項目を品質管理レビューツールに反映するとともに、平成28年度の品質管理レビューでは、以下の点について強化する。

通常レビューの往査に際して、個別業務のリスクに応じて詳細なレビュー計画を策定する。過去の不正事例を踏まえて、経営者による不正リスクへの監査チームの対応状況及び審査の十分性について重点的にレビューする。

あわせて、大手監査法人の定義を明確にした上で、大手監査法人に対する品質管理レビューの強化を図る。具体的には、品質管理のシステムの監視の有効性を厳格に評価するとともに、経済環境、業種特有のリスク、経営者による不正リスクを考慮して個別業務を選定すること、選定した個別業務については、必要に応じて、2期間以上の監査調書を閲覧することができること、大規模な監査対象会社に対する個別業務のレビュー実施期間を2週間以上とするレビュー暫定計画を策定することを実施する。

また、情報収集の態勢をより強化し、個別業務について継続的なリスク評価を行い、その結果を通常レビューにおける個別業務の選定に活用する。

なお、品質管理レビュー制度のこれら強化策を継続して安定的に実施するため、レビューアーの増員を実施する。

(2) 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言への対応

懇談会提言では、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組について、5つの柱に整理の上で具体的な施策が示され、会計監査に関わる関係者が、これらの提言の実現に取り組むことを求めている。そのため、平成28年度の品質管理レビューにおいて実行可能な施策を実施するとともに、今後の課題への取組について検討を行う。

① 監査法人のマネジメンツの強化

懇談会提言の施策として、「監査法人のガバナンス・コード」について取り上げられている。その内容等については今後議論が行われるが、その具体的な内容が確立した時には、品質管理レビューで適時、適切な対応が可能ないように準備を進める。また、監査法人のガバナンス体制や法人運営に係る情報提供の検討に併せて、上場会社監査事務所名簿等での情報開示の見直しの必要性について検討を行う。

② 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

懇談会提言の施策として、「当局による会計監査に関する情報提供の充実」について取り上げられ、その関連で当協会の品質管理レビューの成果についても、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するような形で整理して公表することが考えられるとされている。当協会の品質管理レビューの実施状況、実施結果及び上場会社監査事務所の登録等については、品質管理委員会年次報告書の公表を始めとした情報開示を行っているが、公認会計士・監査審査会のモニタリング・レポートの作成・公表等の検討状況を確認するとともに、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」による今後の検討結果を踏まえ、品質管理委員会年次報告書の改善を含めた品質管理レビューの成果を公表することについて検討を進める。

また、監査役等による品質管理レビュー制度における活動状況の理解に資するため、品質管理委員会年次報告書の内容を要約した、冊子「品質管理レビューの概要」を毎年作成し、印刷物の配布や当協会のウェブサイトを通じて公表しており、当年度からは、株主等の会計監査に対する理解を深めることにも役立つように取り組んでいる。

③ 企業不正を見抜く力の向上

懇談会提言の施策として、「会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮」及び「不正リスクに着眼した監査の実施」について取り上げられている。平成28年度以降の品質管理レビューにおいて、監査事務所における監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実、不正対応に係る教育研修の充実、職業的専門家としての懐疑心の発揮を確保するための態勢整備、不正リスクに着眼した監査の実施の徹底について、それらの実施状況等を確認する。

④ 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

懇談会提言の施策として、「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」について取り上げられているが、先に掲げた品質管理レビュー制度の強化策を確実に実行していくとともに、上場会社監査

事務所登録制度について厳格な運用に努める。また、当協会では平成28年度から継続的専門研修（CPE）制度に関する細則を変更し、CPE協議会が指定する法定監査業務に従事する会員に係る必須単位数について、不正事例研究に該当する研修を履修しなければならないこととしており、平成28年度以降の品質管理レビューで監査事務所における不正事例研究に該当する研修の履行義務への対応状況等を確認する。

なお、懇談会提言の施策として、「当局の検査・監督態勢の強化」について取り上げられ、その中で公認会計士・監査審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担の検討について触れている。当協会、公認会計士・監査審査会双方の検証の特性を活かし、それぞれが役割を果たす中で、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するよう、公認会計士・監査審査会と継続的に検討を行う。

⑤ 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

懇談会提言の施策として、「企業の会計監査に関するガバナンスの強化」及び「実効的な内部統制の確保」について取り上げられている。監査チームが、監査役会等の独立性・実効性の確保、監査役会等及び取締役会と会計監査人との連携、内部通報制度の有効性、内部統制報告制度の運用と実効性について検討しているか、平成28年度以降の品質管理レビューにおいて、それらの実施状況等を確認する。

(3) 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」による検討

平成27年12月に当協会の自主規制機能の中核をなす品質管理制度について、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究するための「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」（以下「研究会」という。）が設置された。今後、研究会では平成28年3月から4月にかけて実施した「監査の品質管理」に関するアンケート調査結果等を受けて、品質管理を中心とした自主規制の在り方の短期的課題及び中長期的課題について、及び品質管理レビューの開示拡充について検討を行い、それらの結果を基に別途プロジェクトチーム等において施策を検討した上で、必要な制度、規定の改正が検討される予定である。

(4) 上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

平成27年7月の定期総会において、上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設ける、上場会社監査事務所登録制度を強化すべく改正を行っているが、それらを確実かつ厳格に適用する必要があり、平成28年2月に「新たに上場会社の監査契約を予定している場合の留意事項について」を公表し、一層の周知活動を行ったが、引き続き確実な運用を図る。

また、懇談会提言の施策である「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」への取組の一つとして、上場会社監査事務所登録制度において、上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、厳格に審査する。

(5) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用に関する対応状況の確認

監査業務の適切な品質水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するという品質管理レビューの目的に照らし、当年度の品質管理レビューでは、多数の発見事項がある等の一定の場合には、監査事務所の品質管理のシステムに関する重要な不備が生じている可能性等を監査事務所と追加協議することとしてきたが、平成28年度の品質管理レビューからは、それらに該当しない場合でも、発見事項となった原因及び根本的な原因について品質管理責任者等と協議を実施し、意見交換することとし、監査事務所の一層の品質管理の向上を図る。

なお、平成28年度の品質管理レビューにおいては、会長通牒等への対応状況を重点的实施項目として実施する。会長通牒等において特に留意すべきものとされた事項（①リスク・アプローチに基づく監査、②職業的専門家としての懐疑心、③経営者による内部統制を無効化するリスク、④会計上の見積りの監査、⑤監査チーム内の情報共有、⑥審査、⑦監査時間・期間の確保）について、適切な対応が行われているかを確認し、不十分な点があれば、監査事務所に対して、適切な指導及び監督を行う。

また、「6. (2) 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言への対応」に記載した内容等を踏まえ、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に不十分な点が確認された場合には、監査事務所に対して適切な指導及び監督を行う。

資料 1

品質管理レビュー制度

1 品質管理レビュー制度

(1) 品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用されている。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理状況について、監査事務所の定めた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめている。

また、品質管理レビューの実施に当たっては、会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされている。

なお、品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度Q&A」において詳細な説明を行っているので参考にさせていただきたい。

(2) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発若しくは懲戒又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない。

(3) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的又は機動的に実施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、臨時的に実施する特別レビューがある。

【品質管理レビューの種類】

レビューの種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的	レビュー実施の決定	レビューの方法	
	定期的	機動的			往査	フォロー 書面、聴取 又は往査
通常 レビュー	定期的	3年に1回 (大手監査法人は 2年に1回) 【定期レビュー】	監査事務所全体の 品質管理の状況	品質管理委員会	往査	フォロー 書面、聴取 又は往査
	機動的	定期レビューを補完 する必要があると判断 される場合 【機動レビュー】				
特別 レビュー	臨時的	監査に対する 社会的信頼を損なう おそれがある事態に 陥った場合	①特定の監査業務の 品質管理の状況 ②監査事務所の特定 分野に係る品質管理 の状況	品質管理委員会 (会長の指示が 必要)	書面、聴取又は 往査	

(4) 品質管理レビューの対象となる監査事務所

監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となる。しかしながら、当協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となることがある。

(5) 通常レビューの対象となる監査業務

通常レビューの対象として選定する監査業務は、基本的に公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等（以下「通常レビュー対象会社等」という。）に係る監査業務である。ただし、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと認められる場合には、それ以外の会社等に係る監査業務を追加して選定することもある。

(6) 品質管理レビュー(通常レビュー)の結論

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載される。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の種類がある。また、通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されない（結論の不表明）。

なお、フォローアップ・レビュー及び特別レビューの場合には、監査事務所にレビューの実施結果が通知されるが、品質管理レビューの結論は表明されない。

(7) 品質管理レビューの結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定される。措置の種類には、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告がある。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所である場合は、レビューの結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等への登録に関する措置として、①品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示、又は②上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し、が決定される。

なお、特別レビューの結果に対しては、注意又は嚴重注意の措置が決定されることがあるが、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置はなされない。

【品質管理レビュー制度(通常レビュー)における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・ 非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり)	措置	嚴重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論	措置	注意	嚴重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	—	開示	抹消
限定事項のない 結論における 改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意
	上場部会名簿	—	—	開示

(注) 品質管理レビューの結論等の各項目のうち、上段は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づいて決定される措置を示し、下段は、上場会社監査事務所名簿等への登録に関して決定される措置を示す。

【品質管理レビュー制度(特別レビュー)における措置制度】

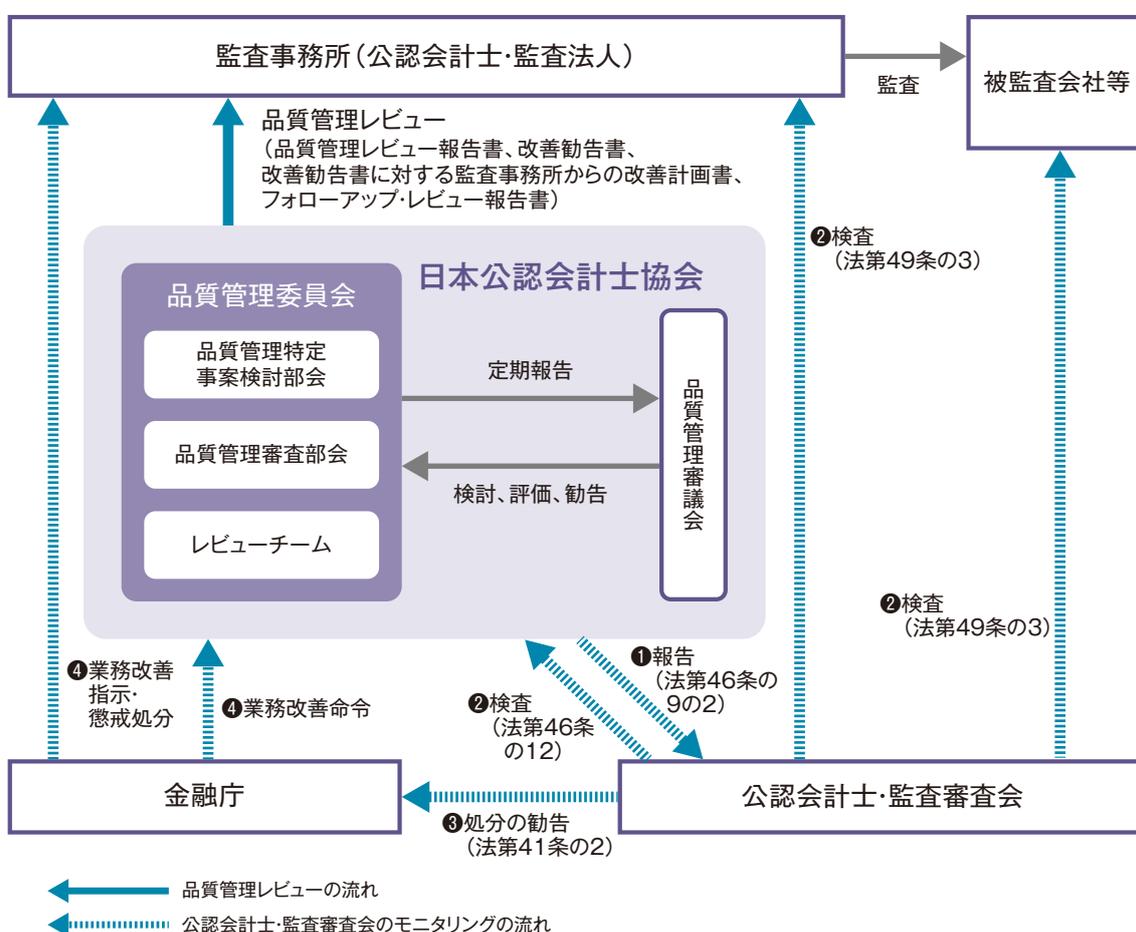
品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意

(8) 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングの関係

当協会は、平成16年度から公認会計士法（以下「法」という。）第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。品質管理委員会は、「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月次報告書」及び「品質管理レビューに関する年次報告書」を公認会計士・監査審査会に提出し、公認会計士・監査審査会からの質問に回答している。

品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係は、以下のとおりである。

【品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング】



(注) 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

- ① 報告(法第46条の9の2)
当協会は、定期的に又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査(法第46条の12、第49条の3)
公認会計士・監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告(法第41条の2)
公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示(法第46条の12の2、第30条、第31条、第34条の2、第34条の21)
金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

2 品質管理レビュー制度の変遷

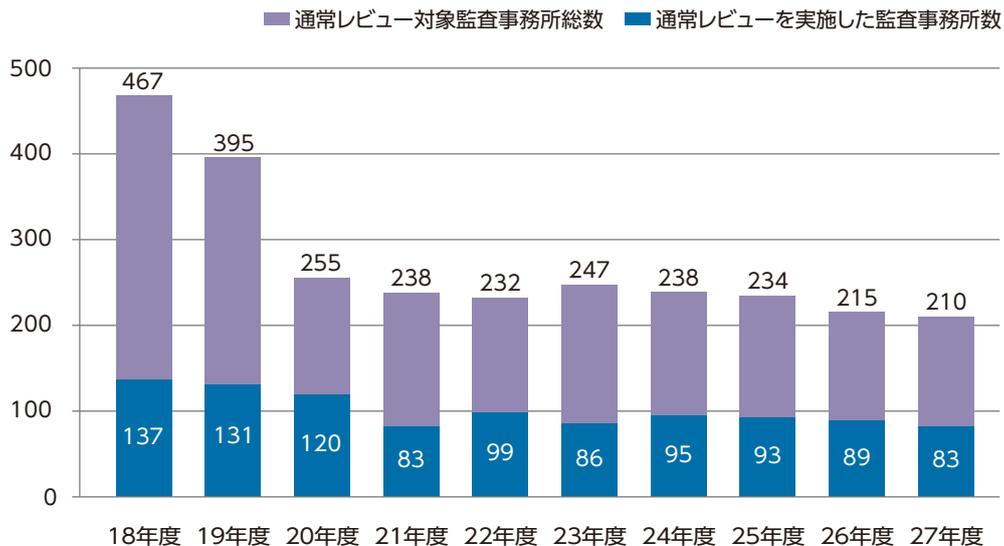
品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の主な変遷は、以下のとおりである。

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
平成11年度	自主規制としての品質管理レビュー開始 (大規模監査法人のみフル・レビュー)	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手順の公表
平成13年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
平成15年度		公認会計士法の改正
平成16年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置
平成17年度		監査に関する品質管理基準の制定
平成18年度		監査事務所における品質管理及び監査業務における品質管理の適用
平成19年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始	公認会計士法等の改正 上場会社監査事務所登録制度導入
平成20年度		上場会社に四半期報告制度及び内部統制報告制度導入
平成21年度	内部統制監査をレビュー対象とする	
平成22年度		東京証券取引所等の有価証券上場規程等改正 倫理規則及び独立性に関する指針の改正
平成23年度	信用金庫等監査事務所のレビュー開始	クラリティ版報告書の制定
平成24年度		クラリティ版報告書全面適用 監査における不正リスク対応基準の設定
平成25年度	セーフガードとしての品質管理レビュー開始	「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」の公表
平成27年度	品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 (品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設) レビュー対象監査事務所及び監査業務の拡大 機動レビュー及び特別レビューの新設	会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」等の公表 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言「会計監査の信頼性確保のために」の公表

3 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビューを実施した監査事務所数は、図1のように推移しており、その背景には以下に記載したような環境の変化があった。

図1【通常レビューを実施した監査事務所数の推移】



平成19年の公認会計士法等の改正により、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小し、レビュー対象監査事務所の総数が平成20年度に395事務所から255事務所へと大幅に減少したが、平成19年7月の大手監査法人の解散による一時会計監査人の増加に伴い、新規のレビュー対象監査事務所が増加したため、平成20年度にレビューを実施した監査事務所数は微減にとどまった。しかし、平成21年度には一転して当該影響がなくなるとともに、平成20年のリーマンショックによる上場会社の減少の影響があり、通常レビューを実施した監査事務所数も83事務所に減少した。

平成23年度には、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所がレビュー対象に追加されたことにより、新たにレビュー対象となる約30事務所を、3年間でレビューすることとした。このうち半数の監査事務所を2年目にレビューしたため、平成24年度にレビューを実施した監査事務所数が増加した。

平成26年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少した。

4 通常レビューの実施結果の推移

過去10年間の通常レビューの実施結果は、図2及び図3のように推移している。平成18年度は、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項や審査に関する事項に重大な問題が多く、独立性違反の事例もあり、通常レビューを実施した監査事務所数の約半数の監査事務所に対して「限定事項付き結論」が表明され、大手監査法人でも品質管理が十分とは言えないような状況であった。

平成17年度から平成18年度にかけての大手監査法人への公認会計士・監査審査会の検査の結果、改善命令が出されたこともあり、平成19年度から平成21年度までは、大手監査法人に対する改善勧告事項が減少した。また、平成18年度に当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新されてきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだ。これにより、「限定事項付き結論」も通常レビューを実施した監査事務所数の約30%前後まで減少した。

平成22年度から平成26年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、「限定事項付き結論」が通常レビューを実施した監査事務所数の10%前後まで減少しており、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になりつつあった。

しかしながら、平成27年度には、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、①通常レビューの対象監査業務を拡大したことや、②リスクが高いと判断した監査業務のレビュー日数を増加させたことのほか、昨今の度重なる会計不祥事を受けて、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳しい態度で臨んだ結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が大幅に増加している。

なお、品質管理レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の総数と品質管理レビューを実施した監査事務所数が一致しない場合がある。

図2【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】

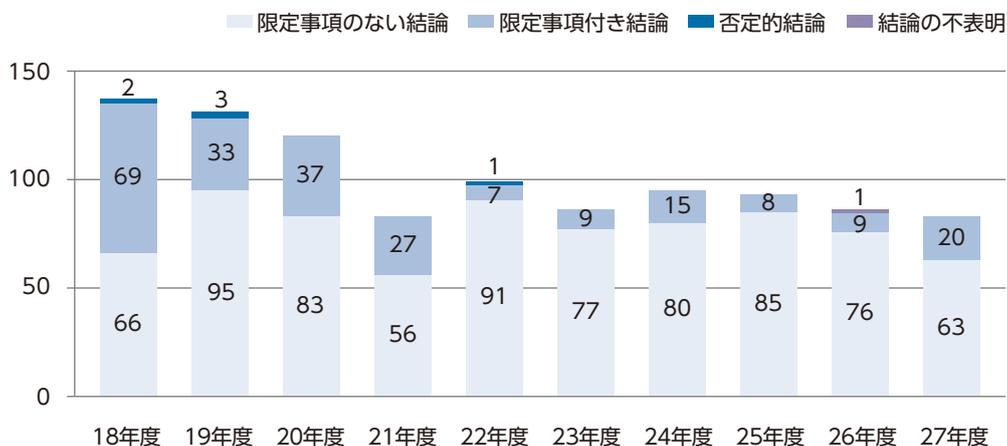
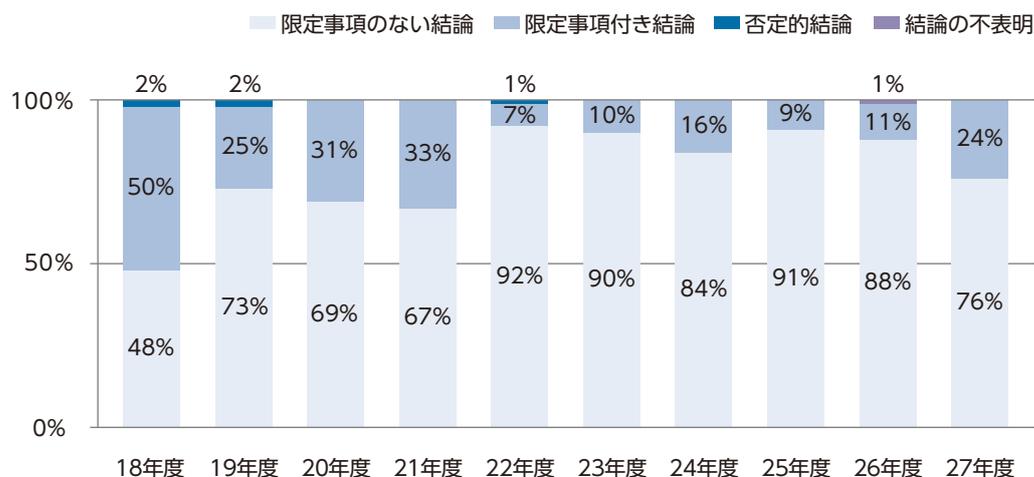


図3【監査事務所に対する品質管理レビューの結論の割合】



5 品質管理レビューに係るその他の活動状況

品質管理委員会は、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正案の立案並びにレビューツールの改定のために「品質管理レビュー基準等改正作業部会」を設置し、見直しを行った。

また、監査事務所が実施する品質管理の状況を把握するため、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所（ただし、品質管理実施状況の報告期限の属する品質管理レビュー実施年度、その前年度又は前々年度のいずれかの年度において、品質管理レビューを受けた監査事務所を除く。）から、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けているが、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）」への回答内容を分析・検討し、「品質管理実施状況の報告書」の内容について審査し承認した。当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は4事務所であった。「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けた監査事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を開催した。

資料 2

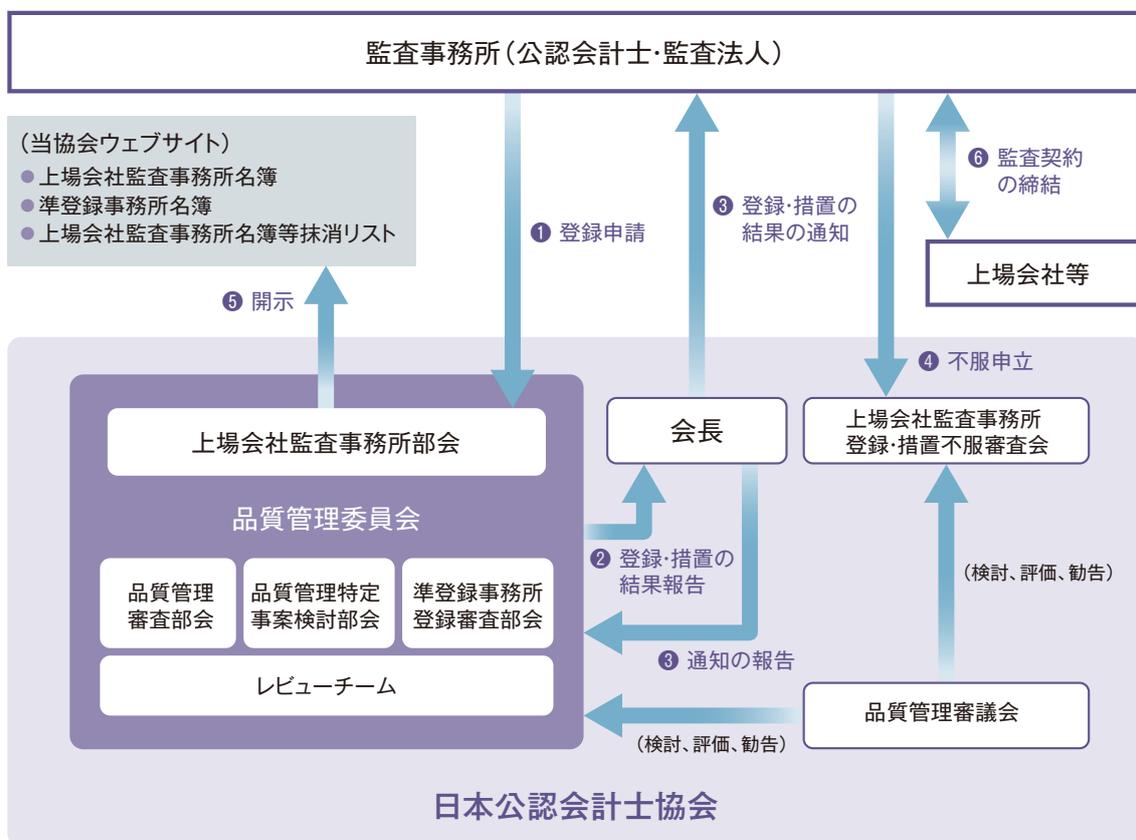
上場会社監査事務所登録制度

1 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置している。

上場会社監査事務所登録制度の流れは図1に示したとおりである。なお、当該制度については、「品質管理レビュー制度Q&A」において詳細な説明を行っているので参考にいただきたい。

図1【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ① 登録申請(会則第128条、第128条の2、第128条の3)
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告(会則第134条第1項)
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定などを会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知(会則第134条第2項)
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立(会則第135条)
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑤ 開示(会則第127条第2項)
上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結(会則第128条)
準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録

上場会社を監査する監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければならない。上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは次のとおりである。

① 準登録事務所名簿への登録

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならない。準登録事務所名簿への登録には、以下の二つの場合がある。

■ 上場会社との監査契約を予定している場合

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて品質管理委員会（準登録事務所登録審査部会）の審議、承認を経て、準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行う。

■ 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上）の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理委員会（品質管理審査部会）の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行う。

② 上場会社監査事務所名簿への登録

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。その後所定の手続を経て、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿にその結果を反映する。

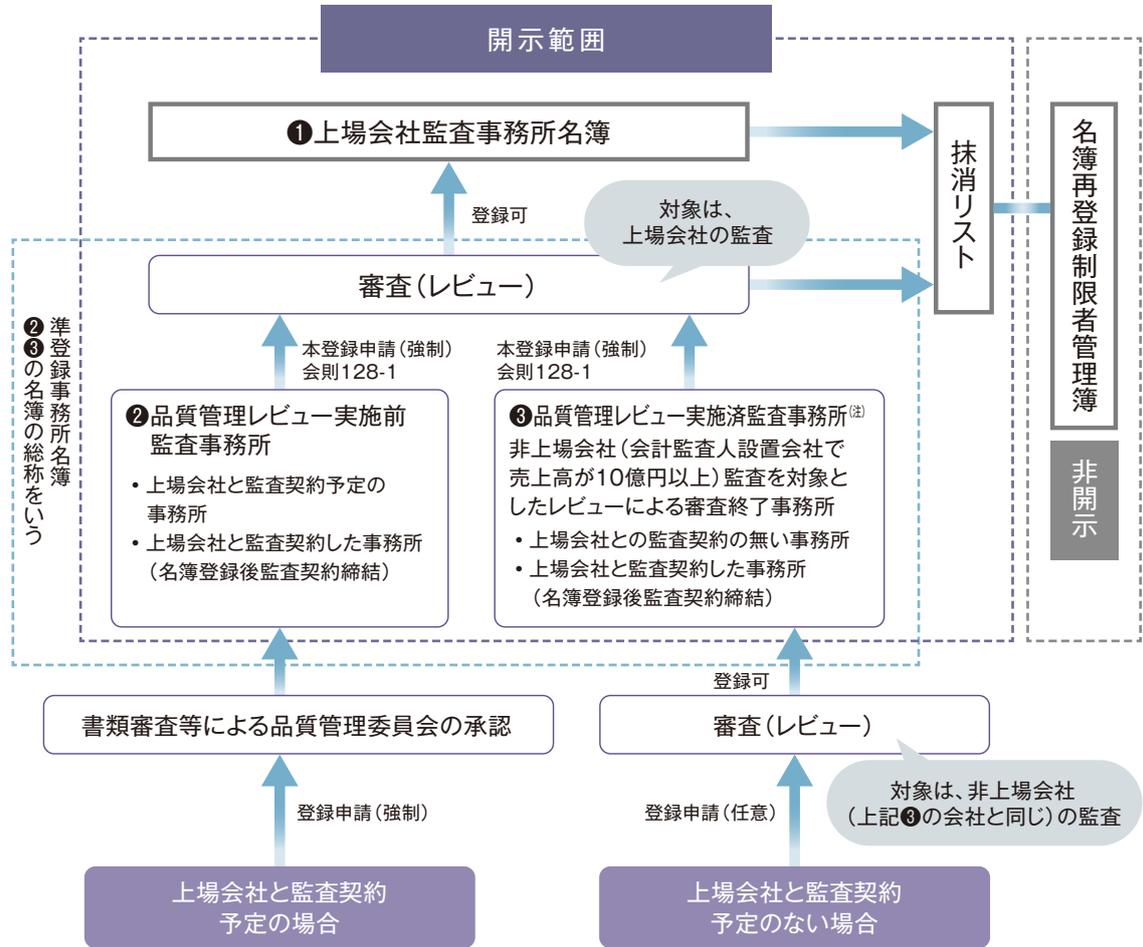
③ 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない場合

品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない審査結果を品質管理委員会に報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告し、品質管理委員会が審査の上、これを決定する。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定に関し所定の手続を経てその効力が生じたときは、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める

事項を開示する。

なお、上場会社監査事務所名簿への登録の流れを図2に示している。

図2【上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】



(注) 3年に1度の定期レビューを実施する。

(2) 名簿再登録制限者の指定

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が抹消リストに記載された場合、又は、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所部会に備える名簿再登録制限者管理簿に記載する。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に記載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付する。

上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の主要な担当社員等とすることは認められていない。

(3) 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査

上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等の通知を会長から受けた監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不服がある場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めるときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

なお、現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所、又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならない、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならない、とされている。

2 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成27年4月1日から平成28年5月18日までに開催された品質管理委員会の決定による上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下のとおりである。なお、平成27年9月17日から改正後の会則等が施行されたため、次のように施行日の前後に分けて登録状況を記載した。

(平成27年4月1日から平成27年9月16日まで)

(単位: 監査事務所)

	平成27年 4月1日	増加	減少	平成27年 9月16日
上場会社監査事務所 (A+B)	158	2	6	154
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A)	148	－ (注1)	2 (注2)	146
準登録事務所名簿(B+C+D)	13	4	5	12
本登録審査中の事務所 (B)	(10)	(2) (注3)	(4) (注4)	(8)
上場会社と契約予定の事務所 (C)	(－)	(2) (注5)	(1) (注6)	(1)
品質管理レビュー実施済の事務所 (D)	(3)	(－)	(－)	(3)
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	－	2	－	2

(注1) 登録を申請した監査事務所は4事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所はなかった。

(注2) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所

(注3) 登録を申請した監査事務所は2事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所は2事務所であった。

(注4) 共同事務所を設立した個人事務所は2事務所であり、本登録事務所として登録を認めない決定を受けた監査事務所は2事務所であった。

(注5) 登録を申請した監査事務所は2事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所は2事務所であった。

(注6) 新たに上場会社と監査契約を締結し本登録審査中の事務所となった監査事務所

(平成27年9月17日から平成28年5月18日まで)

改正後の会則等が施行された平成27年9月17日から準登録事務所名簿の「本登録審査中の事務所」(上表 B) と上場会社と契約予定の事務所 (上表 C) は、品質管理レビュー実施前監査事務所 (次表 E) に変更され、品質管理レビュー実施済の事務所 (上表 D) は、品質管理レビュー実施済監査事務所 (次表 F) に変更された。

(単位: 監査事務所)

	平成27年 9月17日	増加	減少	平成28年 3月31日	増加	減少	平成28年 5月18日
上場会社監査事務所 ^(注1)	154	5	10	149	—	—	149
上場会社監査事務所名簿 (本登録事務所) (A)	146	3 (注2)	4 (注3)	145	— (注6)	—	145
準登録事務所名簿 (E+F)	12	4	6	10	1	—	11
品質管理レビュー実施前 監査事務所 (E)	(9)	(4) (注4)	(6) (注5)	(7)	(—) (注7)	(—)	(7) (注9)
品質管理レビュー実施済 監査事務所 (F)	(3)	(—)	(—)	(3)	(1) (注8)	(—)	(4)
上場会社監査事務所 名簿等抹消リスト	2	—	—	2	—	—	2
名簿再登録制限者管理簿 ^(注10)	—	7	—	7	—	—	7

(注1) 上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A)の監査事務所数及び準登録事務所名簿(E+F)のうち上場会社との監査契約締結済みの監査事務所数の合計

(注2) 登録を申請した監査事務所は5事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所は5事務所だが、うち2事務所は登録前に上場会社との監査契約がなくなった。

(注3) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所が2事務所であり、合併により消滅した監査事務所が2事務所であった。

(注4) 登録を申請した監査事務所は5事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所は4事務所、登録を認めない決定を受けた監査事務所は1事務所であった。

(注5) 当年度の品質管理レビューの結果に基づき、本登録事務所として登録を認める決定を受けた監査事務所が3事務所、上場会社との監査契約がなくなった監査事務所が3事務所であった。

(注6) 登録を申請した監査事務所は1事務所であり、登録を認めない決定を受けた監査事務所は1事務所であった。

(注7) 平成28年5月18日までに、上場会社との監査契約を予定している事務所として登録を申請したが、登録審査中のため品質管理レビュー実施前監査事務所 (E)に含まれていない監査事務所が2事務所ある。

(注8) 登録を申請した監査事務所は1事務所であり、登録を認める決定を受けた監査事務所は1事務所であった。

(注9) 平成28年5月18日に開催された品質管理委員会において、本登録事務所名簿への登録を認めない決定を受けた1監査事務所が、品質管理レビュー実施前監査事務所 (E)に含まれている。

(注10) 人数を記載している。

資料 3

通常レビューの実施状況及び
実施結果、並びに改善勧告事項

1 通常レビューの実施状況及び実施結果

前年度末及び当年度末における、通常レビューの対象となる監査事務所の総数は、次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	前年度末	当年度末
上場会社監査事務所	158	149
非上場会社監査事務所	57	61
合 計	215	210

(1) 通常レビュー

① 通常レビューの実施状況

前年度及び当年度の通常レビューを実施した監査事務所数は、次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	通常レビューを実施した監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	70	59
非上場会社監査事務所	19	24
合 計	89	83

② 通常レビューの実施結果

前年度及び当年度の通常レビューの結果は次表のとおりである。なお、通常レビューを開始したものの、レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、通常レビューを実施した監査事務所数と次表のレビュー報告書を交付した監査事務所の総数は一致しない。

(単位: 監査事務所)

	前年度				当年度		
	限定事項のない結論	限定事項付き結論	結論の不表明	計	限定事項のない結論	限定事項付き結論	計
上場会社監査事務所	58	8	1	67	44	15	59
非上場会社監査事務所	18	1	—	19	19	5	24
合 計	76	9	1	86	63	20	83

③ 限定事項付き結論の原因となった項目

前年度及び当年度の通常レビューにおいて、「限定事項付き結論」の原因となった限定事項の項目ごとの監査事務所数は次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	計	上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	計
限定事項付き結論の監査事務所 ^(注)	8	1	9	15	5	20
うち監査事務所における 品質管理に関する事項	3	1	4	9	4	13
品質管理の全般的体制	1	—	1	4	2	6
職業倫理及び独立性	—	—	—	1	1	2
監査事務所間の引継	—	—	—	2	—	2
審査	2	1	3	3	—	3
品質管理のシステムの監視	—	—	—	1	1	2
うち監査業務における 品質管理に関する事項	7	—	7	13	1	14
監査の基本的な方針	1	—	1	—	—	—
企業及び企業環境の理解	2	—	2	2	1	3
不正による重要な虚偽表示リスクの 識別、評価及びリスク対応	1	—	1	1	—	1
重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	3	—	3	2	—	2
実証手続の立案及び実施	—	—	—	1	1	2
監査証拠	1	—	1	—	1	1
監査結果の取りまとめ	2	—	2	—	—	—
会計上の見積りの監査	5	—	5	4	1	5
関連当事者	—	—	—	1	—	1
グループ監査の手続	—	—	—	1	—	1
収益認識	1	—	1	—	—	—
分析的実証手続	—	—	—	1	—	1
指示と監督及び監査調書の査閲	—	—	—	4	—	4
不正リスク対応	1	—	1	6	—	6
内部統制監査	—	—	—	1	—	1

(注) 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の限定事項数の合計は「限定事項付き結論の監査事務所」の数とは一致しない。

(2) フォローアップ・レビュー

① フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューを実施した監査事務所数は、次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	50	44
非上場会社監査事務所	20	17
合 計	70	61

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューの結果は次表のとおりである。なお、フォローアップ・レビューを開始したものの、レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数と次表のレビュー報告書を交付した監査事務所の総数は一致しない。

(単位: 監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社監査事務所	45	5	50	40	3	43
非上場会社監査事務所	16	4	20	16	1	17
合 計	61	9	70	56	4	60

また、当年度は、フォローアップ・レビューの実施に併せて、平成26年度の重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所が3事務所あった。

② 再フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

前年度及び当年度の再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数は、次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	1	3
非上場会社監査事務所	5	3
合 計	6	6

前年度及び当年度の再フォローアップ・レビューの結果は次表のとおりである。

(単位: 監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社監査事務所	1	－	1	3	－	3
非上場会社監査事務所	5	－	5	3	－	3
合 計	6	－	6	6	－	6

なお、当年度は、再フォローアップ・レビューの実施に併せて、平成26年度の重点的实施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所が1事務所あった。

2 通常レビューにおける改善勧告事項

前年度及び当年度の通常レビューにおける、主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は次表のとおりである。なお、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する項目を細分化する等、改善勧告事項の分類基準を当年度に見直しているため、前年度についても、当年度の分類基準に基づいて再集計している。

(1) 前年度

(単位: 監査事務所)

改善勧告事項		上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 ^(注1)
監査事務所 における 品質管理	品質管理の全般的体制(情報セキュリティを含む。)	8	1	9(10%)
	職業倫理及び独立性	2	1	3(3%)
	契約の新規の締結及び更新	7	2	9(10%)
	監査事務所間の引継(初年度監査の期首残高を含む。)	2	2	4(5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	2	1	3(3%)
	審査	7	2	9(10%)
	品質管理のシステムの監視(不服と疑義の申立てを含む。)	8	5	13(15%)
監査業務 における 品質管理	監査の基本的な方針	13	4	17(20%)
	企業及び企業環境の理解	15	5	20(23%)
	不正による重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	28	6	34(40%)
	重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応	16	2	18(21%)
	運用評価手続の立案及び実施	19	9	28(33%)
	実証手続の立案及び実施	25	7	32(37%)
	監査証拠	31	10	41(48%)
	監査役等とのコミュニケーション	8	1	9(10%)
	会計上の見積りの監査	32	12	44(51%)
	関連当事者	14	1	15(17%)
	グループ監査の手続	9	2	11(13%)
	分析的実証手続	12	1	13(15%)
	財務諸表の表示及び開示	11	3	14(16%)
	監査調書の整理及び管理・保存	17	2	19(22%)
内部統制監査	19	—	19(28%)	
改善勧告書交付監査事務所数 ^(注2)		60	19	79(92%)
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 ^(注3)		67	19	86(100%)

- (注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
 なお、「内部統制監査」の()は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
- (注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。
- (注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

(2) 当年度

(単位: 監査事務所)

改善勧告事項		上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 ^(注1)
監査事務所 における 品質管理	品質管理の全般的体制(情報セキュリティを含む。)	16	5	21(25%)
	職業倫理及び独立性	10	4	14(17%)
	契約の新規の締結及び更新	9	3	12(14%)
	監査事務所間の引継(初年度監査の期首残高を含む。)	4	—	4(5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	6	3	9(11%)
	審査	11	4	15(18%)
	品質管理のシステムの監視(不服と疑義の申立てを含む。)	12	4	16(19%)
監査業務 における 品質管理	監査の基本的な方針	20	12	32(39%)
	企業及び企業環境の理解	29	12	41(49%)
	不正による重要な虚偽表示リスクの識別、 評価及びリスク対応	23	11	34(41%)
	重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応	17	7	24(29%)
	運用評価手続の立案及び実施	27	7	34(41%)
	実証手続の立案及び実施	33	19	52(63%)
	監査証拠	36	12	48(58%)
	監査役等とのコミュニケーション	21	7	28(34%)
	会計上の見積りの監査	40	22	62(75%)
	関連当事者	15	6	21(25%)
	グループ監査の手続	12	3	15(18%)
	分析的実証手続	18	5	23(28%)
	財務諸表の表示及び開示	19	6	25(30%)
	監査調書の整理及び管理・保存	22	1	23(28%)
	内部統制監査	16	—	16(27%)
改善勧告書交付監査事務所数 ^(注2)		56	24	80(96%)
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 ^(注3)		59	24	83(100%)

- (注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
 なお、「内部統制監査」の()は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
- (注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。
- (注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

資料 4

平成26年度品質管理委員会
活動に関する勧告書

平成26年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 関根愛子 殿

平成27年6月4日
品質管理審議会
審議会長 増田宏一

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうか、並びに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営について検討・評価を行った。

その結果、当協会品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められたが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 改正後の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

平成26年7月の定期総会で会則・規則の改正が行われ、本年7月から新たな品質管理レビュー制度が開始される。また本年7月の定期総会において会則・規則の改正を行う予定とされており、会則・規則の改正後は、上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けると共に監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項についての誓約を求めるなど新たな上場会社監査事務所登録制度が開始される。これらの新制度の確実な運用を図られたい。なお、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」において、継続審議とされた協会全体の自主規制のあり方については、その具体化について引き続き検討されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への周知活動

本年7月から開始される新しい品質管理レビュー制度においては、品質管理レビューの対象を公認会計士法第2条第1項の業務全てに拡大しており、今まで品質管理レビューを受けた経験の無い会員も対象となる。また、品質管理レビューの種類も通常レビュー、特別レビューと複数となり複雑なものとなることから、会員への周知と理解を徹底しなければ混乱が生ずることが予想される。

制度説明の研修会を積極的に開催する等の前年度の活動を踏まえ、引き続き会員への会則・規則の変更の周知徹底を図り、会員の協力体制を得ることによりスムーズな実施を心がけられたい。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解が無ければ、制度の円滑な運用並びに実効を高めることは困難である。監査役等に向けての「月刊監査役」に品質管理レビュー制度に関する寄稿をするなどの前年度の活動は、会社法改正により監査役の会計監査人の業務への関心が高まる中タイムリーな企画であった。本年度も公認会計士監査の利用者に対し、協会の自主規制制度周知の活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

報告事項3. 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

(1) 監査における不正リスク対応基準への対応状況

平成25年3月に「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査業界としての適切な対応が引き続き資本市場関係者から期待されているところである。平成27年度の品質管理レビューでは、監査事務所の品質管理及び個別の監査業務において同基準への対応が適切に行われていることの確認を引き続き徹底すると共に、特に新規公開会社の経営者による不適切な取引については、十分な監査の実施や同基準への対応を含めて適切な対応が行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(2) 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査から、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が全面的に適用されている。平成27年度の品質管理レビューでは、前年度に引き続き個別の監査業務においてこれらの報告書への対応状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成27年度の品質管理レビューでは、前年度に引き続きセーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(4) 会計上の見積りの監査

平成26年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については、引き続き比較的多くの改善勧告が行われている。このため、平成27年度の品質管理レビューにおいても会計上の見積りの監査のうち、改善勧告数が多い「滞留債権（貸倒引当金）、固定資産の減損会計、繰延税金資産」、及び重要な改善勧告がなされている「関係会社株式の減損」を重点的に確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(5) 監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（監基報260）が、①平成26年6月に公布された改正会社法への対応、②改正された独立性に関する指針への対応、③監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務の明確化、④監査役等とのコミュニケーション項目の明瞭化等の目的のため改正され、平成27年4月1日以後開始する事業年度の監査から適用されている。平成27年度の品質管理レビューでは、監査事務所及び個別業務において監基報260の改正への対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

以 上

資料 5

品質管理関係規程の変更等

1. 会則の一部変更(平成27年7月21日: 定期総会承認)

会則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定は金融庁長官の認可のあった日(平成27年9月17日)から施行する。

- (1) 一定の事由に該当する会員を「上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者」(以下「名簿再登録制限者」という。)として指定し、「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」を上場会社監査事務所部会に備えるとともに、当該指定やその解除、取消しを品質管理委員会の職務として規定した(第123条第2項第四号、第127条第3項、第132条の2第1項)。
- (2) 上場会社と監査契約を締結するに当たっては、締結前に準登録事務所名簿への登録を必須とした(第128条、第128条の2)。
- (3) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所が準登録事務所名簿への登録を認められた場合には、「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録することとし、上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる規則で定める会社の監査を行っている監査事務所が準登録事務所名簿への登録を認められた場合には、「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録することとした(第128条の2、第128条の3)。
- (4) 改正前は上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録申請に当たり誓約書を品質管理委員会に提出していたが、会長に提出することとした(第129条第2項)。
- (5) 名簿再登録制限者に指定されたものは、上場会社監査事務所登録規則で定める要件を満たした場合、品質管理委員会に対し名簿再登録制限者の指定解除を申請することができることとした(第132条の2第4項)。
- (6) 名簿再登録制限者を上場会社の監査業務の業務執行責任者、上場会社の監査業務に係る審査を行う者その他上場会社の監査業務の重要な決定及び判断を行う者としてはならない義務を登録事務所に課すこととした(第132条の4)。
- (7) 名簿再登録制限者の指定や指定解除の取消しを受けた場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができることとした(第135条第1項第三号及び第四号)。

2. 上場会社監査事務所登録規則の一部変更(平成27年7月21日: 定期総会承認)

上場会社監査事務所登録規則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定の施行は上記の会則の一部変更と同様である。

- (1) 上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の申請に当たっては、一定の要件を満たしていなければならないこととし、要件を満たしていない場合には、品質管理委員会は登録申請書を受理しないこととした(第4条の2)。
- (2) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合において、一定の事由に該当する場合には、準登録事務所名簿への登録を認めないこととした(第7条第2項)。
- (3) 名簿再登録制限者管理簿は非開示とし、会員が名簿再登録制限者管理簿への自らの記載の有

- 無を確認等する場合には、品質管理委員会に証明を求めることができることとした（第13条の2）。
- (4) 名簿再登録制限者に指定されたものが指定解除の要件に該当したときは、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができることとした（第13条の3）。

3. 品質管理委員会規則の一部変更(平成27年7月21日: 定期総会承認)

品質管理委員会規則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定は金融庁長官の認可のあった日(平成27年9月17日)から施行する。ただし、第8条及び第8条の3の改正規定については、平成27年7月22日から施行する。

- (1) 品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置の決定基準の区分に、①改善勧告についてフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分でないことが確認され、再度の改善勧告が行われた場合、②再度の改善勧告についてフォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置が十分に講じられていないことが確認された場合を追加した（第8条の3第2項第五号及び第六号）。
- (2) 上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する審査を行う部会として、品質管理委員会に準登録事務所登録審査部会を新たに置くこととした（第9条の2）。

4. 品質管理委員会運営細則の一部変更 (平成27年6月17日、平成27年8月7日: 理事会承認)

品質管理委員会運営細則の一部変更は主に下記のとおりである。

- (1) 品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置のうち、嚴重注意と監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置の決定に当たっては、品質管理委員会は会員外の委員1人以上が出席しなければ議決することができないこととした（第4条第3項）。
- (2) 品質管理委員会に準登録事務所登録審査部会を新たに置いたことを受けて、同部会の組織、招集及び議決に関する規定を設けた（第13条の2、第13条の3、第13条の4）。

5. 上場会社監査事務所登録細則等の一部変更 (平成27年6月17日、平成27年8月7日: 理事会承認)

上場会社監査事務所登録細則等の一部変更は主に下記のとおりである。

- (1) 上場会社監査事務所登録規則の規定により、「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関し必要な措置」の決定の判断基準については、同規則で定める区分に従って細則で定めることとされていることから、当該判断基準について規定することとした（第13条の2）。
- (2) 名簿再登録制限者制度の新設を受けて、名簿再登録制限者管理簿の記載事項、名簿再登録制限者の指定解除に当たっての確認、継続的専門研修制度により指定解除を受けた会員に対する品質管理レビューの取扱い等、名簿再登録制限者管理簿等に関する規定を設けた（第5章名簿再登録制限者管理簿等関係）。
- (3) 上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書に、監査事務所の監査実施体制の整備・

運用に関する事項を独立した項目として設けるとともに、提出先を品質管理委員会から会長にする等、様式第2号の誓約書様式を変更することとした。

- (4) 上場会社監査事務所登録細則の一部変更に伴い、「上場会社監査事務所部会 登録事務所規約」の見直しを行った。

6. 品質管理レビューの措置に関する細則の制定(平成27年6月17日: 理事会承認)

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置の決定基準については、品質管理委員会規則の規定により同規則で定める区分に従って細則で定めることとされていることから、当該決定基準について規定することとした。

なお、この細則の制定に伴い、上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則は廃止された。

7. 品質管理レビュー基準の改正(平成27年6月17日: 理事会承認)

品質管理レビュー手続第390項、第400項、第410項に定められている限定事項付き結論、否定的結論及び結論の不表明の説明及び会則改正に対応した特別レビューの記載、品質管理レビュー基準別紙「通常レビューにおける個別業務の選定基準」を新設する等の見直しを行った。

8. 品質管理レビュー手続の改正(平成27年7月21日: 常務理事会承認)

レビュー計画の策定及びリスクの高い監査業務のレビューの対応(第86-2項、第174-2項、第188-2項)、レビュー実施範囲及び監視結果の利用(第271項、第299項、第271-2項)、フォローアップ・レビューの手法(第524-2項、第524-3項)、往査を実施する場合のフォローアップ・レビューの対象範囲(第532-2項)、フォローアップ・レビューで重要な事項を発見した場合の対応(第539-2項)、限定事項付き結論とはならなかったが、限定要因等がある場合には改善勧告書において、その原因に対応した改善を求める旨(第491-2項)、上場会社監査事務所における誓約書について最高経営責任者等に追加質問する(第272-2項)などの見直しを行った。

9. 品質管理レビューツールの改定

(平成27年4月20日、5月22日、6月22日: 品質管理委員会承認)

平成26年度の品質管理レビューの実施結果及び監査基準委員会報告書等の改正を踏まえ、監査事務所プロフィール(QCQ100)、品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)、監査業務プロフィール(QCQ400)、品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)、監査業務レビュー手続書(QCP400)及び監査業務レビュー手続書《銀行業・信用金庫等》(QCP430)の見直し、監査業務プロフィール《金融機関》(QCQ430)、監査業務レビュー手続書《学校法人》(QCP435)の新設等を行った。

用語説明



1 品質管理レビュー制度に関する用語

■ 品質管理レビュー

次に掲げる行為の総称をいう。

1. 監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定する行為（措置及び追加的な措置の決定行為を除いて「通常レビュー」という。）。
2. 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合に適切な措置を決定する行為（措置の決定行為を除いて「特別レビュー」という。）。

■ 品質管理の状況のレビュー

通常レビュー及び特別レビューの総称をいう。

■ 通常レビュー

監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

通常レビューには、定期レビューと機動レビューがある。

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に一度の頻度により計画的に実施するレビューをいう。
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビューをいう。

■ 特別レビュー

監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

■ フォローアップ・レビュー

前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビューをいう。

■ 再フォローアップ・レビュー

前回のフォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビューをいう。

■ 会則第139条第3項に基づく品質管理レビュー

会則第139条第3項の規定により、監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項が発見された場合に、監査業務審査会が会長に報告し、会長がその報告に基づき、品質管理委員会に対し実施を指示したレビューをいう。

■ 品質管理レビュー基準

監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける品質管理レビューにおいて遵守すべき基準であり、序文、一般基準、通常レビュー、特別レビュー、フォローアップ・レビュー及び会長への報告から成る。

■ 品質管理レビュー手続

品質管理委員会規則に基づき、品質管理の状況のレビューに関する手続を定めるものであり、品質管理委員会規則及び品質管理レビュー基準を品質管理の状況のレビューの実務に適用するための解釈指針を提供するとともに、品質管理の状況のレビューの運用又は実施に必要な手続を定めている。

■ 会長への報告

会則第123条第4項の規定により、品質管理の状況のレビューを実施した結果、「監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合」、又は「監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合」に品質管理委員会がその旨を会長に報告することをいう。当該報告を受けた会長は会則第70条に基づく勧告又は指示のほか適切な措置を講ずる。

会長への報告に該当した場合、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録に関する措置として、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示、又は、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しとなる。また、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の審査に当たり、登録の申請があった監査事務所の登録を認めない。

■ 品質管理レビュー報告書

監査事務所の定めた品質管理のシステムのうち、品質管理の基準に適合していない重要な事項の有無及びレビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務につき、その品質管理のシステムに準拠していない重要な事項の有無について結論を表明する書面をいう。

■ 品質管理レビュー報告書の結論の種類

種類	概要
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項がないと認められ、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項がないと認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

■ 結論の不表明

通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合に、品質管理レビュー報告書に結論の表明をしない旨を記載するものである。

■ 改善勧告書

職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項を発見した場合に、監査事務所に対して改善措置を勧告する目的で作成する書面をいう。

改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について限定事項のない結論が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば作成される。なお、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が表明された場合又は否定的結論が表明された場合には、必ず改善勧告書が作成される。

■ 改善計画書

監査事務所が改善勧告事項に対する実施済み又は実施を計画している改善措置を文書にしたものをいう。

■ 発見事項

品質管理のシステムの不備あるいは運用上の問題が発見された場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項となり、発見事項記録シートに記載される。

■ 改善勧告事項

発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるため、改善勧告書に記載される事項である。なお、改善勧告事項のうち、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念又は重大な懸念があるものが限定事項となり、限定事項には、品質管理レビューの結論を限定する原因となった事項だけではなく、否定的結論を表明する原因となった事項も含まれる。

■ 注意喚起事項

発見事項のうち、改善勧告事項にならなかったものであり、改善勧告書とは別の書面で、注意喚起の内容が監査事務所に伝えられ、監査事務所に自主的な改善が促される。

■ 新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等(クラリティ版報告書)

当協会が、国際監査・保証基準審議会（IAASB）におけるクラリティ・プロジェクト（国際監査基準等の各基準における監査上の要求事項と、その適用指針とを明確に区別して理解できるように、手続を明確化すること等）を踏まえ、既存の品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等を新起草方針に基づき改正したものである。適用は段階的に行われ、監査報告関係の6本の監査基準委員会報告書（カテゴリーA）は、平成24年3月期の監査又は平成23年9月中間期の中間監査から適用が開始され、品質管理基準委員会報告書及びその他の監査基準委員会報告書（カテゴリーB）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用されている。

■ 品質管理審議会

審議会長1名（当協会の元会長）及び委員6名（会員外の有識者5名及び会員1名）から組成され、品質管理委員会からの報告を受けて、品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行う組織である。

■ 品質管理委員会

委員長1名（当協会副会長）及び委員10名（公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名）で組成され、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書・改善勧告書等を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。また、品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。さらに、品質管理レビュー制度における品質管理委員会の職務として、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、措置を決定すること及び品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することがある。

下部組織として品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームがある。

■ 品質管理審査部会

五つの審査部会で構成され、各審査部会は、審査部会長1名及び品質管理審査員4名（いずれも会員）で組成されている。品質管理レビューの結果等の審査、上場会社監査事務所名簿への登録及び上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項（措置案を含む。）の審査を行い、それらの審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施する。

■ 準登録事務所登録審査部会

上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施する。

■ 品質管理特定事案検討部会

部会長1名を含む構成員4名（いずれも会員）で組成され、品質管理審査部会が、嚴重注意又は監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告等の審査結果を報告した場合、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、限定事項等の概要の開示の措置、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し等の審査結果を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれらを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。

■ 品質管理レビューの結果に基づく措置の概要

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、品質管理レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定される。措置の種類は、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告である。また、特別レビューの結果に対しては、注意又は嚴重注意の措置が決定されることがあるが、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置はなされない。

■ 大手監査法人

レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は専門要員が1,000名以上の監査法人をいう。当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以降のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱う。

■ 報酬依存度のセーフガード

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度が一定割合を占める場合、その依頼人に対する報酬依存度の高さとその依頼人を失うことへの懸念が、独立性を阻害する自己利益又は不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせると想定される。報酬依存度のセーフガードとは、そのような独立性を阻害する要因を除去するか、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減するための予防手段若しくは対策として「独立性に関する指針」に規定されたものであり、①一般的規定（220項、221項）と②依頼人が大会社等の場合（222項）から成る。

■ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)

IFIARは、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東の50ヶ国・地域の独立した監査監督当局から構成されており、以下を活動目的としている。

- 監査人及び監査事務所の検査に焦点を当て、当局が監査の市場環境や独立した各監査監督当局の活動から得られる実務経験を共有すること。
- 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- 監査品質に関心を有する他の国際組織との対話のための場を提供すること。

(IFIAR “International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2015 Survey of Inspection Findings March 3, 2016” page6)

■ 上場企業 (Listed PIEs: Public Interest Entities listed on a national securities exchange)

国際会計士連盟 (IFAC: International Federation of Accountants) の倫理規程 (Code of Ethics for Professional Accountants) において、社会的影響度の高い事業体 (PIE: Public Interest Entity) は、以下のとおり定義される。

- 全上場企業
- 法令により、社会的影響度の高い事業体として定義される事業体又は上場企業の監査と同じ独立性の要件を遵守した監査の実施を義務付けられる事業体
本年次報告書では、「Listed PIEs」を「上場企業」としている。

■ システム上重要な金融機関 (SIFIs: Systemically Important Financial Institutions)

事業や取引規模が大きく、破綻すると金融システムに大きな影響を与える金融機関のことをいう (IFIAR Report on 2013 Survey of Inspection Findings, 脚注5)。

2 上場会社監査事務所部会に関する用語

■ 上場会社監査事務所

上場会社と監査契約を締結している監査事務所をいう。

■ 非上場会社監査事務所

品質管理委員会規則第4条の規定に基づき通常レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社監査事務所以外の監査事務所をいう。

■ 上場会社監査事務所部会の名簿

上場会社監査事務所部会の名簿とは、「上場会社監査事務所名簿」、「準登録事務所名簿」及び「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」をいう。会則第128条に基づき、「上場会社監査事務所名簿」に登録された上場会社監査事務所を本登録事務所、会則第128条の2及び第128条の3に基づき、「準登録事務所名簿」に登録された監査事務所を準登録事務所という。

会則第128条に基づき、準登録事務所が新たに上場会社監査事務所となった場合には、「上場会社監査事務所名簿」への登録を品質管理委員会に申請しなければならず、登録の申請後、審査の上登録が認められた場合、「上場会社監査事務所名簿」に登録される。登録が認められない場合には、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に記載される。

■ 名簿再登録制限者管理簿

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が抹消リストに記載された場合、又は、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」として指定するが、当該制限者を記載する管理簿をいう。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示されない。

■ 準登録事務所の区分

準登録事務所には、以下のとおり「品質管理レビュー実施前監査事務所」「品質管理レビュー実施済監査事務所」の2区分がある。

区分	概要
品質管理レビュー実施前監査事務所	<ul style="list-style-type: none">・上場会社と監査契約予定の監査事務所・上場会社と監査契約した監査事務所(名簿登録後監査契約締結)
品質管理レビュー実施済監査事務所	<p>非上場会社(会計監査人設置会社で売上高が10億円以上)監査を対象としたレビューによる審査終了監査事務所</p> <ul style="list-style-type: none">・上場会社との監査契約の無い監査事務所・上場会社と監査契約した監査事務所(名簿登録後監査契約締結)

■ 上場会社監査事務所登録制度における措置の概要

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所に対して品質管理の状況のレビューを実施したときは、品質管理レビューの結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関する措置として、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示、又は、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しが決定される。

■ 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会

監査事務所が、品質管理委員会の決定に不同意の場合に不服申立をする組織であり、会員3名及び会員外の有識者2名で構成される。同組織は、監査事務所からの不服申立について審査を行い、その結果、不服を認める場合には品質管理委員会に再審査を要請し、不服を認めない場合には当該不服申立を棄却し、その旨を会長に報告する。

3 品質管理関係規程に関する用語

<会則>

■ 日本公認会計士協会会則

当協会の目的や事業等について規定したものであり、当協会が必要な措置を行うために規則及び細則を定める際の拠り所となるものである。

<規則>

■ 品質管理委員会規則

会則第122条第4項及び第126条の規定に基づき、品質管理の状況のレビューの実施及び会則第123条第2項第二号の措置並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 上場会社監査事務所登録規則

会則第136条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

会則第137条第12項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 品質管理審議会規則

会則第137条の2第7項の規定に基づき、品質管理審議会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

<細則>

■ 品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則第15条の規定に基づき、品質管理委員会並びに品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームの運営に必要な事項を定めた細則である。

■ 品質管理レビューの措置に関する細則

品質管理委員会規則第8条の3第1項の規定に基づき、監査事務所に対して措置を決定する場合の基準を定めた細則である。

■ 上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則第18条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定めた細則である。

■ 上場会社監査事務所部会 登録事務所規約

会則第130条の規定に基づき、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所の義務について定めた規約である。

品質管理審議会



審議会長

増田宏一

日本公認会計士協会 元会長



審議会長代理

山岸良太

日本弁護士連合会 元副会長



外部委員

土本清幸

株式会社東京証券取引所
取締役 専務執行役員



外部委員

鳥羽至英

早稲田大学商学部教授



外部委員

広瀬雅行

公益社団法人日本監査役協会 会長



外部委員

山本謙三

株式会社NTTデータ経営研究所
取締役会長



委員

椿 慎美

日本公認会計士協会
元常務理事

品質管理委員会



委員長

関根愛子

日本公認会計士協会 副会長



外部委員

唐津恵一

東京大学大学院法学政治学研究科
ビジネスロー・比較法政研究センター教授



外部委員

丸島俊介

弁護士



外部委員

青 克美

株式会社東京証券取引所
執行役員 上場部長



委員

奥山弘幸

日本公認会計士協会 常務理事



委員

中川隆之

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北方宏樹

日本公認会計士協会 常務理事



委員

柴 毅

日本公認会計士協会 常務理事



委員

染葉真史

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北澄和也

日本公認会計士協会 理事



委員

渡邊芳樹

日本公認会計士協会 理事

※外部委員とは、会員外の有識者をいう。
(平成28年5月18日現在)



日本公認会計士協会